

第 30 回人権理事会記録

房野 桂 作成

2015年9月14日(月)午前・昼

議事項目 1: 組織上・手続き上の問題

議事項目 2: 国連人権高等弁務官年次報告書、高等弁務官事務所・事務総長報告書

開会ステートメント

1. Joachim Rucker 人権理事会議長: 理事会の作業において市民社会の重要性を強調する。注意を引いた報復と脅しの事件に関して懸念を表明する。

8月に逝去された南スーダンの代表部大使 Alison Monani に1分間の黙とうを捧げる。

2. Zeid Ra'Ad Al Husseini 国連人権高等弁務官: 欧州に到達しようとして最近溺死した Aylan Al Kurdi という少年のイメージに言及する。シリアの状況に国際社会が対処できないことに特に懸念を表明し、ヨルダン、レバノン、トルコという中東の国々、ドイツとスウェーデンという欧州の国々の中には、保護を必要としている難民と移動者の受け入れについて推奨すべき人道とリーダーシップを示しているところがあることを歓迎する。アフリカ、アメリカ大陸、アジア・太平洋並びに欧州が、より包括的で、思慮があり、規律があり、効果的な移動管理を確立するために速やかに行動を起こすよう懇願する。死亡を防ぎ、密輸をなくす定期的移動と再定住のチャンネルを拡大することの重要性を強調する。

しかし、移動に対して最も責任のある人々は、人権を支持することができず、人々から希望を奪った指導者たちであることを強調する。従って、精査と批判を受け入れ、国連メカニズムによる人権勧告の実施に完全にコミットするようすべての国々に要請する。説明責任の重要性を強調し、人権の支持は主権の責務の本質であることを強調する。国家が公の自由と市民活動の独立した声を制限する時、国家は一般の人々のかかわりを自らに否定し、国の安全保障、国の繁栄、集団的進歩を損なうことになる。市民社会は、脅威ではなく、貴重なパートナーである。あまりにも多くの国々が、市民社会の声を制限し迫害する極めて重大な手段を取ってきた。中国での100名以上の弁護士の最近の拘禁と捜査について懸念を表明し、2012年の法律が、公共財に貢献している団体を周縁化し、その信用を傷つける結果となったロシア連邦における外国から資金提供を受けている団体に汚名を着せたことに当惑している。報復は、国際人権機関の合法性と信憑性を損なって、理事会関連の活動に参加した活動家を標的とした。国連の2030年の持続可能な開発アジェンダは、安定、繁栄、紛争防止のための真の希望を提供しており、特に普遍的定期的レビューを通して実施されなければならない。12月に、国際社会は、平和、繁栄、社会正義及び実に生命そのものにとってあまりにも巨大で脅威的であるので、国際社会が共に解決策を求め、人類にとっての取り返しのつかない損害に直面することを必要としている問題である国連気候変動会議のために集まるであろう。

中央アフリカ共和国、スーダン及び南スーダンの人権状況に言及し、これらの国々に人権侵害の加害者に対する刑事責任免除が依然として残っていることに懸念を表明する。ソマリア、マリ、ブルンディでの継続する暴力とエリトリアにおける人道違反の犯罪について懸念を表明する。イランには人権において釣り合った進歩が遂げられるよう要請し、ミャンマーのロヒンギャ・ムスリムの恣意的拘禁と人権侵害について懸念を表明する。モルディヴでは、法の支配が継続して政治的目的のために操作されており、一方マレーシアでは、政府は、統治と汚職の問題をめぐる一般の議論と抗議をますます制限しようとしている。オーストラリアが、ボートで到着する亡命者の拘禁センターの独立した監視を制限し続けていることを残念に思い、ネパール当局には、安全保障軍がいつでも人権を支持することを保障するよう要請する。相当の手続きなしにヴェネズエラから1,000名以上のコロンビア人の最近の集団的送還、財産の破壊及び家族からの子どもたちの分離及びドミニカ共和国のハイティ系の人々の継続する送還に心を痛めている。合衆国におけるアフリカ系アメリカ人に対する根強い差別を大変懸念し、紛争の初めからウクライナにおける多数の民間人の死傷に驚いている。モルドヴァ共和国における汚職及びブルガリアとフランスにおけるロマ人の継続する社会的排除と強制立ち退きにも言及する。グアテマラ、ホンデュラス、エクアドルにおける最近の抗議にも言及する。1年前に失踪し、腐敗した役人と関係している犯罪集団によって殺害された可能性のある43名の学生の事件に対処するために、米州委員会の支援を求

めるというメキシコ政府の決定を歓迎し、先月の Guarani-Kalowa 族の人々の指導者の殺害を捜査するようブラジル当局に要請する。

ISILによる虐待は、依然として重大な懸念である。シリアとイエーメンの人々への人道支援への破壊的妨害を直ちにやめるよう強い言葉で要請し、リビアにおける文民への無差別攻撃を非難する。イスラエルとパレスチナ被占領地における重要な人権問題と西岸における過度の武力の使用の根強さを依然として深く懸念する。人権高等弁務官事務所最近のモロッコの西サハラ及びアルジェリアの Tindouf 付近のサハラ人難民キャンプへの訪問に言及し、サハラ人の権利の尊重がこの長い紛争の解決の達成に依然として不可欠であることを強調する。中央アフリカ共和国の平和維持者による性暴力の申し立てのみならず、スリランカにおける説明責任の重要性も強調する。今会期の後半に、高等弁務官事務所は、コンゴ民主共和国、リビア、ウクライナにおける人権の発展とボコ・ハラムが行った侵害と残虐行為に関して理事会に最新情報を提供し、イエーメンにおける人権、イラクへの技術支援、カンボディア事務所の作業に関する報告書を提出する。さらに、恣意的拘禁に関する作業部会は、「手続を裁判所に提出するための逮捕または拘禁により自由を奪われた人の権利に関する救済策と手続きに関する国連基本原則とガイドライン」を提出する。間性の人々に対する虐待をなくすために国家及びその他が取ることでできる手段を明らかにするために、専門家会議も開催される。

高官ステートメント

Mangala Samaraweera スリランカ外務大臣、**Roberto Campa** メキシコ内務省人権次官、**Hugo Swire** 英国外務英連邦事務所国務大臣

提出文書

1. 国連人権高等弁務官年次報告書と人権高等弁務官事務所及び事務総長の報告書(A/HRC/30/2)

一般討論

ルクセンブルグ(欧州連合を代表)、サウディアラビア(アラブ・グループを代表)、パキスタン(イスラム協力団体を代表)、イラン(非同盟運動を代表)、アルジェリア(アフリカ・グループを代表)、エジプト(24カ国有志グループ諸国を代表)、カタール、モロッコ、ドイツ、アイルランド、オランダ、韓国、キューバ、アルゼンチン、インドネシア、サウディアラビア、フランス、ブラジル、ナミビア、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国、バンクラデシュ、インド、ロシア連邦、アルジェリア、エチオピア、中国、米国、ポルトガル、パキスタン、ナイジェリア、南アフリカ、**日本**、パラグアイ、アラブ首長国連邦、モンテネグロ、ボツワナ、エルサルヴァドル、旧ユーゴスラヴ・マケドニア共和国、モルディヴ、ガボン、ガーナ、シエラレオネ、英国、スイス(33カ国を代表)、コンゴ共和国、トルコ、ノルウェー、スペイン、タイ、ネパール、ヨルダン、クウェート、オーストラリア、ベナン、テュニジア、アンゴラ、スイス、マレーシア、イタリア、ウクライナ、チェコ共和国、ギリシャ、イラク、ベルギー、チリ、イラン・イスラム共和国、エクアドル、セネガル、朝鮮民主人民共和国、クロアチア、ホンデュラス、ハイティ、モルドヴァ共和国、エリトリア、アルメニア、バーレーン、セルビア、リビア、ミャンマー、スーダン、ハンガリー、コスタリカ、フィリピン、コロンビア、ウガンダ、ニジェール、ジブティ、グアテマラ、ウルグアイ、アフリカ連合、エジプト、ブルンディ、**Al Khoel** 財団、国際人権同盟連盟、バーレーン人権センター、人権ハウス財団、アムネスティ・インターナショナル、広報欧州連合、人権監視機構、アラブ人権委員会、法律社会研究センター(CELS)市民協会、平和国際機関、人権学中国協会、世界環境資源会議、Mbororo 社会文化開発協会、解放、平和団体調査委員会、世界ムスリム会議、平和開発 **Maarij** 財団、拷問被害者のための **Khiam** リハビリテーション・センター、開発国際機関、開発における権利世界ネットワーク、国際弁護士団体、**Association Burkinabe pour la Survie de l'Enfance**、バーレーンの民主主義と人権のためのアメリカ人、イラク開発団体、国際人権サーヴィス、シヴィカス---世界市民参画同盟、**Verein Sudwind Entwicklungspolitik**、人権擁護推進協会連盟

日本のステートメント: 20世紀には紛争で女性が傷ついてきたので、日本は21世紀を女性の権利が完全に尊重される時代にするために最善を尽くしている。日本は、国際的拉致と関連する問題に関するパネル討論に参加するようすべての国々に要請する。今会期には、日本は、カンボディアの人権のための特別報告者のマンデートを延長する決議案を提出するつもりである。日本は、ハンセン氏病に対する差別的でない世界を実現する際のその努力を継続するつもりである。

9月14日(月)午後

議事項目 3: すべての人権、開発への権利を含む市民的・政治的・経済的・社会的・文化的権利の推進と保護

提出文書

1. 恣意的拘禁に関する作業部会報告書(A/HRC/30/36)
2. 上記報告書付録---ドイツへのフォローアップ・ミッション(A/HRC/30/36/Add.1)
3. 上記報告書付録---ニュージーランドへのフォローアップ・ミッション(A/HRC/30/36/Add.2)
4. 上記報告書付録---イタリアへのフォローアップ・ミッション(A/HRC/30/36/Add.3)
5. 裁判所に手続きを出すための自由を奪われた人の権利に関する救済策と手続きに関する国連の基本原則とガイドライン---恣意的拘禁に関する作業部会報告書(A/HRC/30/37)
6. 恣意的拘禁に関する作業部会の作業方法(A/HRC/30/69)
7. 原因と結果を含めた現代の形態の奴隷制度に関する特別報告者報告書(A/HRC/30/35)
8. 上記報告書付録---ニジェールへのミッション(A/HRC/30/35/Add.1)
9. 上記報告書付録---ベルギーへのミッション(A/HRC/30/35/Add.2)

報告書のプレゼンテーション

1. Seong Phil Hong 恣意的拘禁に関する作業部会議長
2. Rrmila Bhoola 原因と結果を含む現代の形態の奴隷制度に関する特別報告者

当該国ステートメント

ドイツ、イタリア、ニュージーランド、ベルギー、ニジェール

答弁権行使

スーダン: 米国による根拠のない申し立てを残念に思う。特に紛争地域における課題にもかかわらず、スーダンは人権を推進し保護するための集中した努力を尽くしてきた。人間の生活に広範な否定的結果を与えて、一方的な強制措置を課すことにより、米国が継続してスーダンの人権システムを弱体化していることは残念である。

バーレーン: 諸国グループを代表してスイスが述べたことは、高等弁務官はその演説でバーレーンのことは述べなかったもので、手続規則に沿ったものではなかった。不正確な情報を普及するよりは、大使館を含め相談することが必要である。バーレーンで本当に何が起きているかに目を瞑ることを選んだ国々もある。

日本: 20世紀の戦争でその尊厳と名誉がひどく傷つけられた女性がいたことを日本は決して忘れないという2015年8月の首相の声明に言及する。日本は、21世紀を女性の人権が決して侵害されない世紀にするために、最善を尽くすつもりである。

アゼルバイジャン: アゼルバイジャンは法律を遵守する社会の建設への道にしっかりと立っている。国の法律は、市民社会団体の独立した作業のための幅広い機会を保障しており、アゼルバイジャン国民が政治プロセスに関わったためまたは非政府セクターで活動したために訴追されると考えることさえ全く不適切である。

エジプト: エジプトで起こっていることの解釈を誤らせる試みがこの理事会で続いているが、国内での出来事を理解するためには状況を知ることが必要である。

ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国: その司法制度全体の信用を失墜させることを目的とした誤った情報を残念に思う。英国では、人種隔離が継続している。人権を守っているヴェネズエラのような国がこのように非難されることは奇妙である。

中国: 2つのNGOが、中国における弁護士逮捕について実体のない申し立てをした。今日中国には、20万人以上の登録して営業している弁護士がいる。中国は法の支配の国であり、その司法の主権と独立性は最高のものである。

ロシア連邦: クリミアの人々が「国連憲章」に沿って自決権を用いた後からクリミアはロシア連邦の領土である。クリミアにおける人権侵害のいかなる申し立てもロシアの正規のチャンネルを通して捜査され、必要ならば加害者は裁判にかけられる。

シリア・アラブ共和国: 様々な発言者が、中東にはテロリズムがあり、これが人々が大量に逃亡するこ

とに繋がっていると明確に述べた。高等弁務官が、反シリア政策を行うようある国々を奨励していることは誠に残念である。極端主義は、サウディアラビアでも見られ、その政権はシリアに教訓を垂れる立場にはない。

朝鮮民主人民共和国: 日本代表団のステートメントに応えるが、日本の態度はまだ変わっていない。過去の犯罪を認めるところか、日本はその犯罪の被害者に賠償を提供するために十分なこともしていない。日本の態度は依然として正直な謝罪からは程遠い。朝鮮民主人民共和国は、過去の歴史を粉飾することは控えるよう強く日本に要請する。我が国は、英国の外務大臣による挑発も全面的に拒否する。

トルコ: シリア政権によってなされた非難に応えるが、シリア政権の行動のせいで、何百万人もが殺され、拷問を受け、強制移動させられた。トルコはテロリズムと極端主義と闘うことを決意している。トルコは、その領土を通して武器とテロリストの流入を防ぐ措置を取っていないという根拠のない申し立てを全面的に拒否する。

日本: 朝鮮民主人民共和国代表団のステートメントに応えるが、日本政府は朝鮮民主人民共和国の人権状況に関して強い懸念を持っており、この点で国際社会によってなされた勧告とコメントに注意を払うよう要請する。

シリア・アラブ共和国: トルコは頑固であるがこれは有用なことではなく国際社会に信じさせる役には立たないであろう。トルコはそのステートメントでこの二重基準を用いることを止めるべきである。

朝鮮民主人民共和国: 日本による申し立てを全面的に拒否するが、日本は戦時中の強姦は犯罪ではないと主張する時、慰安婦の問題にあまりにも深入りしている。日本は8百万人も朝鮮人を誘拐して徴兵し、百万人以上の女性を性奴隷としたことを含め過去の犯罪を解決し、こういった人道違反の犯罪に対して責任のある者を裁判にかけるべきである。

サウディアラビア: シリア政権は現実と事実を歪めており、サウディアラビアには抗弁する必要はない。シリア政権がどんなものであるか、30万人以上の自国民を殺し4百万人以上の人々を追い散らした政権であることを誰もが知っている。サウディアラビアは、国際的正義が勝つことを保障するために、シリア国民の苦しみをなくしたいと思って国際社会と緊密に協力している。

トルコ: 現実を誤って伝えようとするシリア政権の不毛な試みを非難する。トルコは国を逃れてきた180万人のシリア人の安全な避難所であった。我が家を捨てたシリア人、特に子どもたちに希望を取り戻そうとするトルコの努力を誰も疑問視するべきではない。

9月15日(火)午前

議事項目 3(継続)

恣意的拘禁・現代の形態の奴隷制度に関する意見交換対話

欧州連合、パキスタン(イスラム協力団体を代表)、アルジェリア(アフリカ・グループを代表)、ブラジル、エジプト、ノルウェー、モロッコ、シエラレオネ、英国、ナイジェリア、ポルトガル、オーストラリア、マルタ騎士団、中国、国連子ども基金(ユニセフ)、アルジェリア、サウディアラビア、ポーランド、バーレーン、キューバ、韓国、フィリピン、米国、ホーリーシー、ロシア連邦、チリ、イラン・イスラム共和国、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国、インド、スイス、テュニジア、フィジー、パレスチナ国、キルギスタン、モーリタニア、南アフリカ、ウクライナ、ギリシャ、デンマーク、カタール、バングラデシュ、セネガル、ガボン、コスタリカ、ボツワナ、アイルランド、エルサルヴァドル、フランス、スーダン、カナダ国内人権委員会、Al-Khoei 財団、第 19 条---国際反検閲センター、バーレーンの民主主義の人権のためのアメリカ人 Inc.、子ども擁護インターナショナル、連合レインボウ・コミュニティ・インターナショナル(国際レズビアン・ゲイ協会との共同声明)、フランシスカン・インターナショナル、国際開発機関、世界環境資源会議(WERC)、国際法律家委員会、連合学校インターナショナル、環境管理学センター、国際人権サービス、フランス自由---ダニエル・ミッテラン財団、人権擁護推進メキシコ委員会---市民協会(拷問防止協会との共同声明)、世界ムスリム会議

まとめ

Seong-Phil Hong, Urmila Bhoola

9月15日(火)昼

議事項目 3(継続)

提出文書

10. 真実・正義・補償・再び繰り返さない保証の推進に関する特別報告者報告書(A/HRC/30/42)
11. 上記報告書付録---ブルンディへのミッション(A/HRC/30/42/Add.1)
12. ブルンディへの訪問に関する真実・正義・補償・再び繰り返さない保証に関する特別報告者報告書(A/HRC/30/CRP1)
13. 強制または任意によらない失踪に関する作業部会報告書(A/HRC/30/38)
14. 上記報告書付録---コソヴォを含むセルビアへのミッション(A/HRC/30/38/Add.1)
15. 上記報告書付録---モンテネグロへのミッション(A/HRC/30/38/Add.2)
16. 上記報告書付録---クロアチアへのミッション(A/HRC/30/38/Add.3)
17. 上記報告書付録---東ティモール及びメキシコへのミッションのフォローアップと勧告(A/HRC/30/38/Add.4)
18. 上記報告書付録---強制または任意によらない失踪と経済的・社会的・文化的権利に関する調査(A/HRC/30/38/Add.5)

報告書プレゼンテーション

1. Pablo De Greiff 真実・正義・補償・再び繰り返さない保証の推進に関する特別報告者
2. Ariel Dulitzky 強制または任意によらない失踪に関する作業部会議長・報告者

当該国ステートメント

ブルンディ、クロアチア、モンテネグロ、セルビア、国連コソヴォ暫定行政ミッション(コソヴォ行方不明者政府委員会も代表)

意見交換対話

欧州連合、パキスタン(イスラム協力団体を代表)、アルジェリア(アフリカ・グループを代表)、エクアドル(ラテンアメリカ・カリブ海諸国共同体を代表)、フランス、ポルトガル、エジプト、オーストリア、テュニジア、ブラジル、メキシコ、アルゼンチン、キューバ、ベルギー、シエラレオネ、日本、ロシア連邦、バーレーン、ポーランド、米国、コロンビア、アルジェリア、ナイジェリア、イラン・イスラム共和国、韓国

日本のステートメント: 日本は特別報告者のスリランカ訪問を讃え、国際基準に合った信頼できる国内メカニズムの設立を希望する。日本は、強制失踪に関する作業部会を重視しており、特に「北朝鮮」での行方不明の人々の身元確認に向けた作業に感謝している。

答弁権行使

ニカラグア: 申し立てられた恣意的拘禁事件に関してコスタリカに伝えるが、これは恣意的拘禁というよりはむしろ正常な拘禁事件であることを説明する。政府は恣意的拘禁に関する作業部会にこの事件についてのすべての情報を提供し、国際人権基準に沿って、厳しい法的規定の下で刑事手続きが行われた。

セルビア: 何が起こったのか、誰に責任があるのかを見いだす失踪者の家族の権利を支持する。政府はすでにコソヴォ系アルバニア人の 902 体の発掘された遺体を引き渡し、残る行方不明者の捜査を継続している。残念ながら、コソヴォ系アルバニア人の側からの相互関係はない。セルビアは、ボスニア・ヘルツェゴヴィナ、クロアチア、モンテネグロのようなその他の地域諸国とも、残る行方不明者を発見するために協力している。

朝鮮民主人民共和国: 日本代表団の発言に関連して、2 国は 2013 年 5 月に、ストックホルムで協定に署名したことを述べるが、この協定は、国際的にではなく 2 国間で問題を解決するためであった。協定に違反して日本が国際的にこの問題を提起し続けるならば、朝鮮民主人民共和国にできることは何もない。

日本: 日本が繰り返し提起してきた懸念に朝鮮民主人民共和国が答えなかったことは残念であり、答弁権を行使する代わりにこの問題に関して具体的手段を取るよう希望する。

9月15日(火)午後

ジェンダーの視点の統合に関する年次討議

開会ステートメント

Joachim Rucker 人権理事会議長: 男女同数に重点を置いて、理事会の作業とそのメカニズム全体を通じたジェンダーの視点の統合に関する年次討議を開会する。女性は地球上の 35 億人の市民を代表している (50%以上)が、多くの国々で、その効果的で平等な政治・経済生活への参画において広範囲の制約に直面している。男女間の機会は未だに異なっている。従って、討論は、国際人権機関、特に人権理事会とそのメカニズムにおいて男女同数を達成すること、及び具体的な勧告を行うために、既存のイニシアティブと成功例のみならず、ジェンダー・バランスを改善するための重要な措置を明らかにすることに対する主要な課題を分析することに重点を置く。ジェンダー平等と女性のエンパワーメントに必要な注意を引く際に、さらなるジェンダー同数のために努力しているすべての人々、特にジュネーブにいる女性大使たちに挨拶する。

基調声明

1. Zeid Ra'Ad Hussein 国連人権高等弁務官: 「人間は全て尊厳と権利において自由であり平等に生まれつついている」という「世界人権宣言」の簡潔で高らかな言葉に反して、いかなる国もまだ男女間の完全な平等を達成していない。あらゆるレベルの意思決定、雇用、教育及びジェンダー同数において、男女の平等な代表者数は、特定の個人の単に象徴的で目に見える昇格よりははるかに深いものである。これはジェンダー平等に向けた進歩の極めて重要な指標である。さらに重要なのは、これは権利の基本的問題であり、男女がすべての生活の領域に平等に参画できなければならないということである。男女は、自分の意見を述べ、そのニーズのために議論するために平等にエンパワーされなければならない。ジェンダー同数は目に見える平等を意味し、これは女性と女兒に対する差別を何世紀にもわたって支えてきた語られることのなかった考えに大きな影響を与える。すべての人々に開かれた機会及びその選択は、ジェンダー固定観念、つまりそれぞれのジェンダーについての適切な役割と特徴についての長年広く支持されてきた考えによって厳しく制限されている。

女性は条約機関に席のある専門家の 40%であるが、その 3 分の 1 は、女子差別撤廃委員会に席があり、その他の女性の多くは、子どもの権利委員会に席がある。人権理事会の特別手続のマンデート保持者に関しては、女性専門家の任命は、過去 10 会期わたって着実に減少している。子どもがかかわる特定のマンデートは、ほとんど女性のみの領域と見られているが、拷問と即決の刑の執行のような明らかに女性に関連するマンデートを含め、マンデートの中にはほとんど男性のために取り置かれているように見えるものもある。国連人権機関におけるジェンダー同数の欠如は、実に加盟国の女性代表者数の少なさを象徴するものであろう。しかし、人権理事会は、社会よりもっと立派なことをする必要がある。人権理事会は手本を示し、人権作業においては全ての人々の意見と関心が平等であることを示す必要がある。差別に対処し、固定観念と闘い、平等を推進するために、国内・国際レベルで行動を起こさなければならない。世界は、男女同数を名ばかりの実行と見なすことを止め、テーマと機関にわたる男女の平等な代表者数を表すだけでなくより正当な社会を築くことを会得しなければならない。

2. マティルド・ベルギー王妃: 今日、女性と男性は、人間の尊厳、社会の統合及び経済成長に大きな影響を与える異なった平等状況を経験している。従って、男女間の完全な平等を達成するために、人権理事会がその機能について毎年調査を行うのは正しいことである。教育・雇用・政治的意思決定へのアクセスにおける平等の重要性を再確認した北京会議から 20 年が経過した。進歩が遂げられ、多くの国々で法的枠組が進展し、さらなる平等に向けて動いている。しかし、繁栄している国々でも不利な立場にある国々でも、課題が依然として残っている。女性は依然として武力紛争の第一の被害者であり、残念なことに、最近の出来事は、女性と女兒を餌食にし、女性と女兒を戦争の賜物と考えている戦闘員の多くの例を示した。女性はしばしば、搾取と人身取引の被害者であり、ある状況では、伝統が、女性性器切除、強制結婚またはいわゆる名誉犯罪のような苦しみを永続化している。同一労働同一賃金の原則は、未だに完全には実施されておらず、多くの女性は雇用において差別を受け、セクシュアル・ハラスメントと侮辱を受けている。完全なバランスを達成した国はなく、努力は遅滞なく倍増されなければならない。女性の権利を達成する基本的段階は、最高のレベルの意思決定へのかかわりを女性に認めることがメンタリティを変え、経済的・社会的・文化的生活で平等を推進することを示した 1995 年の北京会議

であった。固定観念と闘うことを含め、男性にも果たすべき重要な役割がある。

ベルギーはその公共政策すべてにこの側面を統合することにより、男女間の平等を供する際にその役割を果たしており、2013年以來、ジェンダーの側面がベルギーの開発協力のすべての介入に反映されなければならないことになっている。男女間の平等は、女性の完全参画なくしては開発はなく、女性の権利の尊重なくしては人権もないので、2週間のうちにニューヨークで採択されることになっている開発目標の中で認められるであろう

司会者とパネリストによるステートメント

1. Patricia Shulz 女子差別撤廃委員会委員・司会者: 条約機関とメカニズムにおけるジェンダー同数を扱っている 2007 年の理事会決議 6/30 及び「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」のハード・ロー枠組を含め、討論が行われる法的枠組について理事会に思い出してもらいたい、女性の代表者数の少なさという状況を改善するための明確で統合力のある法律用語の必要性、両性の平等な代表者数を支援するために締約国が取ることのできる特別措置及びジェンダー同数のための措置のための適切な財源、人的資源、技術的資源における多様性を認める必要性を強調する。

Mr. Moller には、「ジュネーヴ・チャンピオン・イニシャティヴ」の必要性、その期待及びそれがどのように他のイニシャティヴとは異なるのかを尋ねたい。

2. Michael Moller 国連ジュネーヴ事務所事務局長: 具体的で測定できる行動を生み出すことを目的として、「国際ジュネーヴ・ジェンダー・チャンピオン」の新しいリーダーシップ・ネットワークを始めることを決定した。ネットワークの全メンバーは、その作業にさらなるジェンダー平等をもたらすことを目的とする 3 つの特別な年次活動にコミットしている。この活動の下でのすべてのコミットメントは、明確で(specific)、測定でき(measurable)、達成できるものであり(attainable)、関連性があり(relevant)、追跡できる(tractable)ものである(SMART)。ジュネーヴの代表部の間で、すでに大きな関心を呼んでいる。ジュネーヴ代表部のすべての大使が、真に世界的なジュネーヴのインパクトのためのイニシャティヴに加わることを希望している。イニシャティヴのメンバーがコミットしている活動の一つは、「ジュネーヴ・ジェンダー同数パネル誓約」である。世界政策の実施に女性を含める努力が真剣なものであるならば、女性は政策と行動の決定に含まれるべきであることを強調する。従って、パネルには男女同数がなければならず、一つのジェンダーのみより成るパネルはあってはならない。国連システム全体の上級指導者の僅か 30%が女性である。従って、女性を含める努力はより集中したものでなければならない。従って、「ジェンダー・チャンピオン・イニシャティヴ」は、ジェンダー平等と女性のエンパワメントに関する国連システム全体にわたる政策(UN SWAP)実施のための「国連システム全体にわたる行動計画」を強化することを目的としている。この「イニシャティヴ」は、2016 年 1 月以降は市民社会にもリーチアウトを始める。ジェンダー同数を奨励するための多くの良い考えや手段のより幅広い実施がみられることを期待している。ジュネーヴ・レヴェルでは、国際労働事務所が代表団内の男女の代表者数を監視する最初の機関である。ネットワークの目的は、相乗作用を高め、国際的なジュネーヴとそれ以外での作業におけるジェンダー平等主流化を広げることである。

司会者: 理事会メカニズムと条約機関におけるジェンダー同数とバランスの最新情報と分析を尋ねる。

3. Virginia Dandan 人権と国際連帯に関する独立専門家・特別手続調整委員会委員: 理事会の設立時に、ジェンダーの視点の完全包摂の原則が含まれた。特別手続マンデート保持者を含め、マンデート保持者の選考と任命においてジェンダー・バランスが主として配慮されている。2015 年 8 月現在、44%から 35%と、女性マンデート保持者の任命が、2011 年以來、徐々にではあるが着実に減ってきた。かなりの数のマンデート保持者の任期が切れ、新しい専門家が任命された 2014 年に最も徹底した減少が起こった。テーマ別マンデートに関しては、女性に対する暴力または人身取引のような女性の権利に重点を置くマンデートは、その設立以來女性マンデート保持者だけが占めてきた。他方、7 つのマンデート、つまり保健、テロリズム対抗策、拷問、外国の負債、人種主義、意見の自由及び国内避難民は、その設立以來男性のマンデート保持者だけが占めてきた。マンデートの中には、女性は普通女性の問題に対処する資格があり、拷問やテロリズム対抗策を扱う資格はあまりないという固定観念に従って、伝統的に男性のためにのみ取り置かれているように思われるものもある。女性は伝統的にケアの提供者と考えられており、マンデートを与えられた活動に捧げる時間があまりなく、世界中を駆け巡る柔軟性があまりないと伝統的に考えられているという別の想定も可能であろう。理事会の協議グループは、アウトリーチ、選考、引

き止めを通してマンデート保持者の任命に関連してジェンダー同数を達成する特別措置を取り、その作業にジェンダーの視点を統合するよう男女専門家を奨励し続けるべきである。

司会者: Ms. Robinson には、ジェンダー同数に関する地域人権メカニズムの観点とそれらがその作業においてジェンダー平等と男女同数にどのように貢献してきたかまたは貢献してこなかったかを分かち合っていたいただきたい。

4. Tracy Robinson 米州人権委員会女性の権利報告者: 国連と同様に、女性はほとんどの地域人権機関で代表者数が少ない。米州機構には、全員男性の米州システム人権裁判所があり、女性を一人含めることにより 2016 年に僅かに改善する。欠けているものは、ジェンダー同数を確保する際の米州機構加盟国のコミットメントと行動である。その半世紀を超える活動の中で、米州人権裁判所で女性はコミッショナーの僅か 17% である。米州システムのためには多くの教訓がある。高い地位にある女性の存在の持続可能性に問題がある。各国は措置を取ることにコミットしなければならず、人権機関がどのように見えるかだけでなく、それがどのように作用するか、どの作業の条件のもとで作用するかにも注意しなければならない。これには、無償または僅かな給料しか支払われないコミッショナーと裁判官が含まれる。

司会者: Mr. Gujadhur には、人権理事会とその普遍的定期的レビューのようなメカニズムが、ジェンダー同数をどのように扱ってきたかの分析を示していただきたい。国連人権システムによって実施できる実際的勧告は何か。

5. Subhs Gujadhur 普遍的権利グループ・ディレクター兼上級分析官: 人権理事会は、その創設以来 9 年以上と 29 回の通常会期にわたって約 325 のテキストを採択してきた。これらテキストの中の決議の 55% 以上が、テーマ別の性質を持つものであるが、女性と女児のことを述べているのはこの中の僅か 4% である。過去 5 年にわたって女性の権利を扱っている 33 本の決議の中で 25 本がジェンダー平等に言及しており、23 本が女性のエンパワーメント/参画に言及している。明るい面に関しては、2012 年から 2015 年まで、ジェンダー平等に言及している決議の割合がわずかながら増加したことである。人権理事会が採択した決議の 68% 以上が、特定の問題に関する特定の行動をすべての国々と国際社会に要請しているが、これら決議に拘束力がないために、ジェンダー同数の問題を扱っている決議を含め、各国がどのようにテーマ別決議を実施しているかを評価する方法はない。各国は、普遍的定期的レビューの中でより明確で行動志向の勧告を行うのみならず、ジェンダー同数を扱っている決議の実施に関して報告するために、項目 5 をよりよく利用することを勧告する。各国は、理事会メカニズムの選挙と任命に女性候補者を指名する努力をもっと払わなければならない。好事例も明らかにされなければならない。

討論

欧州連合、サウディアラビア(アラブ・グループを代表)、スウェーデン(北欧諸国を代表)、アルジェリア(アフリカ・グループを代表)、エクアドル(ラテンアメリカ・カリブ海諸国共同体を代表)、パキスタン(イスラム協力団体を代表)、トルコ、ブラジル、クウェート、モンテネグロ、カナダ、シエラレオネ、人口開発アクション・カナダ、科学技術汎アメリカ連合、Gazeteciler ve Yazarlar Vakfi、クロアチア、インド、キューバ、スイス、ニカラグア、スペイン、ポルトガル、パラグアイ、チリ、韓国、ロシア連邦、コロンビア、インディアン法律リソース・センター、カメルーン青年学生平和フォーラム、人権機関、ポーランド、エルサルヴァドル、ブルガリア、アイルランド、ポリヴィア多民族国家

まとめ

1. **司会者:** 人権理事会の作業で、経済的・社会的・文化的権利を確保するメカニズムにジェンダー同数が組み入れられることを保障するために取ることのできる措置に関して、Mr. Gujadhur に説明をお願いする。Ms. Robinson には制度的文化とジェンダー同数に関して説明をお願いする。Ms. Dandan には、マンデート保持者の間のジェンダー同数に関する合意をどのように具体化するか、任命が行われる時、ジュネーブとニューヨークとの間でどのような連携が必要なのかを尋ねる。Mr. Moller には、国連システムへの女性の参画を増やすためのクォータ制の導入の可能性について説明をお願いする。

2. **Subhas Gujadhur:** 女性の中には、貧困、人種及びその他の基準を理由として、参画に対するさらなる障害に直面している者もある。事例と政策及びその女性のエンパワーメントへのインパクトの評価を奨励し、早い説明責任の重要性を強調する。米州システムの一部として、本日の討論の地方レベルで

の再現を呼びかけ、地方団体内にも反映されるように、国際レベルでコミットメントを行うよう奨励する。

3. **Virginia Dandan**: 具体化とは、質問が国内レベルに戻らなければならないことを意味する。ジェンダー平等と男女同数は、国内レベルから出てこない限り国連のホールに届くことはできない。これはニューヨークがいかに関連している。あまりにもしばしば、そのレベルでの意思決定は、ジェンダー平等が残念なことに単なるレトリックになる。各国政府は、ジェンダー平等に政治的コミットメントを与えなければならない。国連レベルでなされたジェンダー平等のコミットメントは、先ず国内レベルでなされない限り反映されることはない。ジェンダー同数の達成に対する最大課題についての欧州連合の問題に関しては、国内の文化からくる固定観念にある。女性にリーチアウトし、既存の女性のネットワークをうまく利用し、資格のある女性にチャンスを与えるイニシアティブが必要である。そういった場合にはジェンダー平等のチャンスがあろう。

4. **Michael Moller**: ジェンダー・クォータ制についての質問に答えるが、ある程度のクォータ制は国連システム内に既に存在している。責任を加盟国に思いとどまらせ、これに関するある程度の説明責任を持たせる必要がある。あらゆる種類の措置が設置されており、国連は50%の女性代表者数を達成する寸前である。しかし、上級レベルの女性代表者数は依然として問題であり、ジェンダー・バランスを達成するためにはまだまだ多くのことをしなければならない。考えの交換を奨励し、自分たちの勧告を調べるよう加盟国に要請する。この問題を前進させるためにはさらに多くのことを達成する少しの意思と想像力が必要である。

司会者: 北欧諸国がよい男性候補者を提供した女子差別撤廃委員会の例のように、実際的な措置を取ることができよう。代表者数の少ないところに男女の候補者を出すことを保障するために、ともに議論を始めるよう締約国を奨励する。ジェンダー平等と差別との関いの分野で、女子差別撤廃委員会のような女性のみ構成は、これは単なる女性の問題であり、女性だけで対処されるべきであるとの考えを強化する。例えば安全保障は、女性が大きな利害関係を有するが交渉のテーブルには滅多についてない問題である。世界は声明を出すことは止めて具体的な行動をとらなければならない。例えば、「ジュネーブ・チャンピオン・イニシアティブ」は大変貴重なイニシアティブであり、結果を出すことは確実である。自分たちが属しているところ、つまり、国の機関、条約機関、国連機関の長、ジュネーブのNGOに責任が課されなければならない。行動の可能性もある。ジェンダーの多様性を果たすことができるように、代表団システムの中には改正しなければならないところもある。ジェンダー・バランスを改善できる一つのことは、何年にもわたって同じ候補者を指名することを止めることである。

9月16日(水)午前・昼

議事項目3(継続)

モンテネグロ高官ステートメント

Igor Luksic モンテネグロ副首相・外務大臣

真実・正義・補償・再び繰り返さない保証及び強制失踪に関する意見交換対話(継続)

イタリア、ウルグアイ、アルバニア、パラグアイ、コートジボワール、オーストラリア、マルタ騎士団、南アフリカ、国際赤十字委員会、タイ、国際フランス語圏団体、ヴェネズエラ・ボリヴェリアン共和国、スイス、ドイツ、ネパール、中国、ボツワナ、スウェーデン、チリ、ウクライナ、アイルランド、トーゴ、アルメニア、ラトヴィア、エクアドル、エストニア、イラン・イスラム共和国、北アイルランド人権委員会(ビデオで)、イラク開発団体、缶詰業者国際永久委員会、アムネスティ・インターナショナル、メキシコ人権擁護推進委員会・市民協会、国際反差別人種主義運動、国際アフリカ民主主義協会、世界ムスリム会議、拷問被害者 Khiam リハビリテーション・センター、北京子ども法的支援調査センター、経済的・社会的・文化的権利世界イニシアティブ、パクス・ロマナ、国際人権サーヴィス、フランシスカン・インターナショナル、アジア人権開発フォーラム(フランシスカン・インターナショナル、国際反差別人種主義運動との共同声明)、国際開発機関

まとめ

Pablo De Greiff, Ariel Dulitzky

提出文書

19. 高齢者によるすべての人権の享受に関する独立専門家報告書(A/HRC/30/43)
20. 上記報告書付録---スロヴェニアへのミッション(A/HRC/30/43/Add.1)
21. 上記報告書付録---オーストリアへのミッション(A/HRC/30/43/Add.2)
22. 上記報告書付録---モーリシャスへのミッション(A/HRC/30/43/Add.3)
23. 上記報告書付録---モーリシャスへのミッション: モーリシャスによるコメント(A/HRC/30/43/Add.4)
24. 人権を侵害し民族自決権を妨げる手段としての傭兵の使用に関する作業部会報告書(A/HRC/30/34)
25. 上記報告書付録---コートイヴォワールへのミッション(A/HRC/30/34/Add.1)
26. 上記報告書付録---コートイヴォワールによるコメント(A/HRC/30/34/Add.2)

報告書プレゼンテーション

1. Rosa Kornifeld-Matte 高齢者によるあらゆる人権の享受に関する独立専門家
2. Elzbieta Karska 人権を侵害し民族自決権を妨げる手段としての傭兵の使用に関する作業部会議長・報告者

当該国ステートメント

オーストリア、モーリシャス、スロヴェニア、コートイヴォワール

意見交換対話

パキスタン(イスラム協力団体を代表)、欧州連合、アルジェリア(アフリカ・グループを代表)、パラグアイ(南部共同市場 MERCOSUR を代表)、エクアドル(ラテンアメリカ・カリブ海諸国共同体を代表)、パラグアイ、エジプト、欧州会議、モロッコ、Rosa Kornifeld-Matte、Elzbieta Karska、ポルトガル、米国、トルコ、南アフリカ、シエラレオネ、ジョージア、フィリピン、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国、イラン・イスラム共和国、ガボン、イタリア、ホーリーシー、マリ、インド、マルタ、ナミビア、アルジェリア、キューバ、カタール、ロシア連邦、スイス、オーストラリア、シンガポール、ベナン、チリ、中国、ボツワナ、サウディアラビア、コスタリカ、マレーシア、クウェート、ボリヴィア多民族国家、英国、タイ、エルサルヴァドル、アイルランド、ウクライナ、インドネシア、アルゼンチン、ヴェトナム、ジブティ、スーダン、エストニア、韓国国内人権委員会、欧州人権機関ネットワーク、Alsalam 財団、国際長寿センター世界同盟、Federatie van Nederlandse Verenigingen tot Integratie Van Homoseksualiteit---COC オランダ(国際レズビアン・ゲイ協会、レズビアン・ゲイ・バイセクシュアル・トランスジェンダー権利スウェーデン連盟(RFAL)との共同声明)、ヘルプエイジ・インターナショナル、テロリズム被害者擁護協会、Mbororo 社会文化開発協会、解放、イラン・エリート調査センター、世界 Barua 団体、権利開発世界ネットワーク、平和開発 Maarij 財団、国際法律家委員会、アラブ人権委員会、カメルーン青年学生平和フォーラム、アフリカ文化インターナショナル

まとめ

Rosa Kornifeld-Matte, Elzbieta Karska

9月16日(水)午後

議事項目 3(継続)

提出文書

27. 棄権物質と廃棄物の環境的に健全な管理と処分の人権についての意味合いに関する特別報告者報告書(A/HRC/30/40)
28. 上記報告書付録---カザフスタンへのミッション(A/HRC/30/40/Add.1)
29. 上記報告書付録---カザフスタンによるコメント(A/HRC/30/40/Add.2)
30. 安全な飲用水と下水処理への人権に関する特別報告者報告書(A/HRC/30/39)
31. 上記報告書付録---新マンドート保持者の作業の優先領域(A/HRC/30/39/Add.1)

報告書のプレゼンテーション

1. Baskut Tuncak 危険物質と廃棄物の環境的に健全な管理と処分の人権に対する意味合いに関する特別報告者
2. Leo Heller 安全な飲用水と下水処理への人権に関する特別報告者

当該国ステートメント

カザフスタン、ケニア、ケニア国内人権委員会

意見交換対話

欧州連合、パキスタン、アルジェリア(アフリカ・グループを代表)、スペイン(ブルー・グループを代表)、エクアドル(ラテンアメリカ・カリブ海諸国共同体を代表)、ブラジル、エジプト、シエラレオネ、モルディヴ、シリア・アラブ共和国、ボリヴィア多民族国家、エルサルヴァドル、ナイジェリア、パラグアイ、アルジェリア、インド、中国、スイス、ベナン、インドネシア、エチオピア

答弁権行使

セルビア: 国連文書の中のコソヴォへの言及は、国連安全保障理事会決議 1244(1999年)によって規制されている。「コソヴォを含むセルビア」という用語が数多くの国連文書で用いられてきており、今、この確立された慣行を変える必要はない。

アルバニア: コソヴォは独立国であるということは、国際司法裁判所を含め、国際的に認められた事実である。

セルビア: 人権理事会は、コソヴォの状態を討議する場所ではないものとする。国連法律審議会は、「コソヴォを含めたセルビア」という用語で意見が一致している。

アルバニア: 「コソヴォを含めたセルビア」という用語は普通ではなく、時代遅れであり、現在の状況を反映していないことを繰り返し述べる。

9月17日(木)午前

議事項目 3(継続)

危険廃棄物と安全な飲用水と下水処理に関する意見交換対話(継続)

スペイン、タジキスタン、キルギスタン、スロヴェニア、イラン・イスラム共和国、ハンガリー、パレスチナ国、ロシア連邦、チリ、Leo Heller, Baskut Tuncak、マリ、南アフリカ、フィジー、シンガポール、モロッコ、韓国、エリトリア、国連欧州経済委員会、エクアドル、ジョージア、パナマ、コートジボワール、フランス、ジブティ、バングラデシュ、アメリカ法律家協会、国際米州インディアン委員会、中国人権学協会、拷問被害者 Khiam リハビリテーション・センター、ヒューマン・ライツ・ナウ、Mbororo 社会文化開発協会、人権平和アドヴォカシー・センター、アラブ人権委員会(CIRID(Centre Independent de Recherches et d'Initiatives pour le Dialogue)との共同声明)、国際弁護士団体、パレスチナ居住権難民権 BADIL リソース・センター、Verein Sudwind、連合村

まとめ

Baskut Tuncak, Leo Heller

提出文書

32. 民主的で公正な国際秩序の推進に関する独立専門家報告書(A/HRC/30/44)
33. 一方的強制措置が人権の享受に与える否定的インパクトに関する特別報告者報告書(A/HRC/30/45)

報告書プレゼンテーション

1. Alfred Maurice de Zayas 民主的で公正な国際秩序の推進に関する独立専門家
2. Idriss Jazairy 一方的強制措置が人権の享受に与える否定的インパクトに関する特別報告者

意見交換対話

サウジアラビア(アラブ・グループを代表)、アルジェリア(アフリカ・グループを代表)

高官ステートメント

Aucgetiy Nubt N&Gaugan モーリタニア人権人道行動コミッショナー

9月17日(木)昼

一方的強制措置と人権に関するパネル討論

開会ステートメント

1. Mona Rishmawi 国連人権高等弁務官事務所平等非差別課法の支配チーフ
2. Seyed Mohammad Kazem Sajjadpour ジュネーブ国連イランイスラム共和国代表部元大使・司会者

パネリストのステートメント

1. Aslan Abashidze 国連経済的・社会的・文化的権利委員会副議長
2. Idriss Jazairy 一方的強制措置が人権の享受に与える否定的インパクトに関する特別報告者
3. Mohamen Ezzeldine Abdel Moneim 経済的・社会的・文化的権利委員会委員・スエズ運河 Al-Azhar 大学(エジプト)国際法・機関准教授

討論

イラン・イスラム共和国(非同盟運動を代表)、アルジェリア(アフリカ・グループを代表)、欧州連合、エクアドル(ラテンアメリカ・カリブ海諸国共同体を代表)、ロシア連邦、シリア・アラブ共和国、エジプト、シエラレオネ、中国、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国、アルメニア、ニカラグア、暴力被害者擁護団体、イラン・エリート調査センター、権利開発世界ネットワーク、Seyed Mohammad Kazem Sajjadpour, Aslan Abashidze, Idriss Jazairy, Mohamen Ezzeldine Abdel Moneim, Seyed Mohammad Kazem Sajjadpour, ジンバブエ、パキスタン、イラン・イスラム共和国、キューバ、ヴェトナム、ベラルーシ、スーダン、南米インディアン会議、人権機関、アフリカ・スピークス、国際弁護士団体、Verein Sudwind Entwicklungspolitik, 社会学生センター

まとめ

Aslan Abashidze, Idriss Jazairy, Mohamen Ezzeldine Abdel Moneim, Seyed Mohammad Kazem Sajjadpour

9月17日(木)午後

議事項目 2, 3(継続)

公正な国際秩序と一方的強制措置に関する意見交換対話(継続)

エジプト、アルジェリア、シリア・アラブ共和国、中国、ナミビア、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国、ロシア連邦、イラン・イスラム共和国、パレスチナ国、ベラルーシ、エクアドル、エルサルヴァドル、キューバ、Alfred-Maurice de Zayas, Idriss Jazairy, アルメニア、エリトリア、イスラム協力団体、南米インディアン会議、国際アメリカ・マイノリティ人権協会、婦人国際平和自由連盟、人権機関、平和・正義・人権国際機関、権利開発国際ネットワーク、アフリカ・スピークス、平和開発 Maarij 財団、平和団体調査委員会、欧州---第三世界センター(国際民主弁護士協会との共同声明)、Mbororo 社会文化開発協会、人権平和アドヴォカシー・センター、国際米州インディアン委員会、イラン・エリート調査センター

まとめ

Alfred-Maurice de Zayas, Idriss Jazairy

提出文書

34. 民間軍事・安全保障会社の活動の規制・監視・監督に関する国際規制枠組の可能性を検討するための第4回無期限政府間作業部会報告書(A/HRC/30/47)
35. 開発への権利第16回作業部会報告書(A/HRC/30/46)

報告書のプレゼンテーション

1. Abdul Samad Minty 民間軍事安全保障会社の活動の規制・監視・監督に関する国際規制枠組に関する無期限国際作業部会議長・報告者
2. Zamir Akram 開発の権利に関する無期限政府間作業部会議長・報告者

提出文書

2. 死刑と死刑に直面している人々の権利の保証の実施---5年に1度の報告書への事務総長の年次補遺(A/HRC/30/16)
3. 過度の監禁と過密の人権にとっての意味合いに関する報告書---国連人権高等弁務官報告書(A/HRC/30/19)
4. 人権侵害の防止とその実際の実施に関する調査報告書---国連人権高等弁務官事務所報告書(A/HRC/30/20)
5. 死刑に関する高官パネル討論に関する概要報告書---国連人権高等弁務官事務所報告書(A/HRC/30/21)
6. 開発への権利報告書---事務総長と国連人権高等弁務官の統合報告書(A/HRC/30/22)
7. すべての女兒による教育権の平等な享受の実現に関するパネル討論概要報告書---国連人権高等弁務官報告書(A/HRC/30/23)
8. 人権教育世界プログラム第二段階の実施評価報告書---国連人権高等弁務官事務所報告書(A/HRC/30/24)
9. 上記報告書訂正版(A/HRC/30/24/Corr.1)
10. 先住民族の権利報告書---国連人権高等弁務官報告書(A/HRC/30/25)
11. 既存の人権法の状況での公共問題に参画する権利の推進・保護・実施に関連して、これらを克服するための好事例・経験・課題・方法に関する報告書---国連人権高等弁務官事務所の調査(A/HRC/30/26)
12. 特別手続通報報告書(A/HRC/30/27)
13. 人権分野での国連、その代表及びメカニズムとの協力報告書---事務総長報告書(A/HRC/30/27)
14. 「子どもの権利へのより良い投資に向けて」というテーマについての子どもの権利に関する丸1日の会議概要報告書---国連人権高等弁務官報告書(A/HRC/30/62)
15. 人権理事会を含む国連人権機構での国際協力を高めるための障害と課題及びそれらを克服するための提案のみならず方法と手段に関する報告書---事務局による国連人権高等弁務官報告書(A/HRC/30/63)
16. テロリズムが人権と基本的自由のすべての人々の享受に与える影響に関するパネル討論の概要報告書---国連人権高等弁務官報告書(A/HRC/30/64)
17. 世界麻薬問題が人権の享受に与えるインパクトに関する報告書---国連人権高等弁務官報告書(A/HRC/30/65)
18. ジャーナリストの安全と刑事責任免除の問題に関する事務総長報告書---事務局メモ(A/HRC/30/68)
19. 女性の人権に関する年次丸1日の討論に関する国連人権高等弁務官事務所概要報告書---国連人権高等弁務官事務所報告書(A/HRC/30/70)

報告書プレゼンテーション

Eric Tistounet 人権高等弁務官事務所

一般討論

モロッコ(諸国グループを代表)、ルクセンブルグ(欧州連合を代表)、パキスタン(イスラム協力団体を代表)、イラン・イスラム共和国(非同盟運動を代表)、アルジェリア(アフリカ・グループを代表)、シンガポール(26カ国グループを代表)、クロアチア(オーストリアとスロヴェニアも代表)

9月18日(金)午前

議事項目 3(継続)

一般討論(継続)

アイルランド、オランダ、キューバ、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国、インドネシア、ナミビア、インド、ロシア連邦、アルジェリア、米国、南アフリカ、ラトヴィア、エストニア、モンテネグロ、パキスタン、ラトヴィア(53カ国グループを代表)、サウディアラビア、欧州会議、エジプト、オースト

ラリア、ギリシャ、イラク、ベルギー、ジンバブエ、イラン・イスラム共和国、セネガル、モルドヴァ共和国、バハマ、ミャンマー、スーダン、コスタリカ、フィリピン、コロンビア、スリランカ、湾岸協力会議、ジャマイカ、赤道ギニア、スペイン、人権推進保護国内機関国際調整委員会、カナダ人権委員会、第19条---国際反検閲センター、国境なき報道者インターナショナル、協議のための友好世界委員会、国際カトリック子どもビューロー(拷問禁止世界団体、子ども擁護インターナショナル、良き羊飼いの慈善聖母の会衆との共同声明)、国際教育権・教育の自由団体(母親を問題に、国際人種差別撤廃団体、国際大学女性連盟、ニュー・ヒューマニティ、テレジア協会、ソロブティミスト・インターナショナル、国際反差別人種主義運動、クリーン・エネルギー惑星協会、GAIA 財団、エルサレム神殿騎士団、Brahma Kumaris 世界精神大学、創価学会インターナショナル、セルヴァス・インターナショナル、惑星合成研究所との共同声明)、Associazione Comunita Papa Giovanni XXIII(国際教育権教育の自由団体、アラブ人権委員会、アメリカ法律家協会、パクス・ロマナ、Istituto Internazionale Maria Ausiliatrice delle Salesiane di Don Bosco、正義と平和のためのドミニカンズ---説教師団、国際女性教育開発ヴォランティア団体、聖ヴィンセント・デ・ポール慈善の娘団、カリタス・インターナショナル(国際カトリック慈善連合)、ニュー・ヒューマニティとの共同声明)、缶詰業者国際永久委員会、アラブ法律家連合、連合学校インターナショナル、環境管理学センター、脅威にさらされた諸国民協会、国際アフリカ民主主義協会、科学技術汎アフリカ連合、拷問被害者 Khiam リハビリテーション・センター、人権機関、イラン・エリート調査センター、リベラル・インターナショナル、Prahara、暴力被害者擁護団体、Alsalam 財団、イラク開発機関、フランシスカン・インターナショナル、広報欧州連合、権利開発世界ネットワーク、人権擁護推進協会連合、ヒューマン・ライツ・ナウ、世界 Barua 団体、パクス・ロマナ世界福音同盟、国連監視機構、インディアン法律リソース・センター、アラブ人権委員会、国際法律家委員会、中国人権学協会、国際人権同盟連盟

9月18日(金)午後

議事項目 3(継続)

一般討論(継続)

世界環境資源会議、アムネスティ・インターナショナル、Mbororo 社会文化開発協会、Pasumai Thaayagam 財団、人権平和アドヴォカシー・センター、解放、平和団体調査委員会、人権監視機構、バーレーン民主主義と人権のためのアメリカ人、国際開発機関、カメルーン青年学生協会、アフリカ・スピークス、国際ヒューマニスト倫理連合、調査センター、世界ユダヤ人会議、国際弁護士団体、英国日ヒューマニスト協会、アジア法律リソース・センター、人権擁護永久委員会、セイヴ・ザ・チルドレン・インターナショナル、自由擁護同盟、勝利の青年運動、全ロシア公共団体「ロシア選挙法公共機関」、Verein Sudwind Entwicklungspolitik、Dunenyo 協会、五大湖地域平和開発行動インターナショナル、人権と諸国民の権利アフリカ憲章尊重適用国際委員会、国際人権サーヴィス、Commission africaine des promoteurs de la sante et des droits de l'homme、コロンビア法律家委員会、アフリカ開発協会、世界市民協会、女性の人権国際協会、Sikh 人権グループ、Organisation international pour les pays les moins avances、世界ムスリム会議、アメリカ市民自由連合、ロシア平和財団

まとめ

Abdul Samad Minty, Zamir Akram

答弁権行使

インド: カシミールに関するパキスタンのステートメントに答えるが、この地域でのパキスタンの占領と差別的政策及びテロリスト・グループと取り組むその依怙最良的取組は、不幸なことであり、ペシャワールでの大量殺戮を含め、人権侵害につながっている。

ミャンマー: ミャンマーは多宗教の多文化の国であり、差別は許していない。国は、宗教の自由への権利を保証しているが、下を見ているならば虹は見えない。

チリ: チリは多文化の国であり、様々な先住民族グループから受けてきた社会的遺産を誇りにしている。イースター島はチリの不可欠の部分であり、その住民は法律に従っている。NGO が指摘した出来事は、捜査中である。

マレーシア: NGO が言及した Mr. Ibrahim の事件に戻るが、この事件には政治的動機があるとの申し立ては拒否する。さらに、被害者の権利を忘れてはならない。

パキスタン: 名前さえあげられていないので、インドがそのステートメントに応えるとは驚きである。パキスタンは、ジャンム・カシミールとそこで起こっている人権侵害に関するステートメントに味方し、自決権を求める人々の闘いをテロリズムと考えるべきではないとの見解を繰り返し述べる。パキスタンの国内問題に関するインドの不幸な言葉を残念に思い、それならばインド国内の人権状況に言及する。

9月21日(月)午前

議事項目 4: 理事会の注意を必要とする人権状況

議長ステートメント

Joachim Rucker

提出文書

1. シリア・アラブ共和国に関する独立国際調査委員会報告書(A/HRC/30/48)

報告書プレゼンテーション

Paulo Sergio Pinheiro シリア・アラブ共和国に関する独立国際調査委員会議長

当該国ステートメント

シリア・アラブ共和国

意見交換対話

欧州連合、ノルウェー(北欧グループを代表)、ギリシャ、エジプト、エクアドル、サウジアラビア、ドイツ、テュニジア、フランス、アルバニア、トルコ、オーストラリア、カタール、アイルランド、アラブ首長国連邦、ニュージーランド、米国、オーストリア、モロッコ、マレーシア、エストニア、アルジェリア、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国、バーレーン、朝鮮民主人民共和国、スイス、モルデヴィ、チリ、チェコ共和国、クウェート、Paulo Sergio Pinheiro、英国、ルーマニア、キューバ、ベルギー、ヨルダン、イラク、ガーナ、ベラルーシ、ロシア連邦、ブラジル、オランダ、ルクセンブルグ、スロヴァキア、カナダ、イタリア、中国、イスラエル、ラトヴィア、コスタリカ、イラン・イスラム共和国、スペイン、ポルトガル、ボツワナ、ナイジェリア、旧ユーゴスラヴ・マケドニア共和国、スーダン、バラガエイ、シリア世界同盟・シリア国際連盟、国連監視機構、カイロ人権学研究所、アラブ人権委員会、連合レインボウ・コミュニティ・インターナショナル、国際人権同盟連盟、国際法律家委員会、アラブ法律家連合

まとめ

シリア・アラブ共和国、Paulo Sergio Pinheiro

9月21日(月)昼

朝鮮民主人民共和国の人権状況に関するパネル討論

司会者とパネリストによるステートメント

1. Michael Kirby 朝鮮民主人民共和国の人権に関する調査委員会前議長・司会者
2. Marzuki Darusman 朝鮮民主人民共和国の人権状況に関する特別報告者
3. David Hawk 「隠されたゴボゴボ言う音: 『北朝鮮』の政策アジェンダに人権を置く」と題する書物の著者
4. 飯塚耕一郎「北朝鮮」拉致被害者家族会副事務局長: 悲しいことに私が1歳だった時に「北朝鮮」の作業員によって拉致された母の記憶はない。2002年9月の日朝会議中に、朝鮮民主人民共和国は、初めて母が拉致され、母は交通事故で亡くなったことを認めた。しかし、この情報は作り事であることが分かり、これは、朝鮮民主人民共和国による拉致についての情報の誤用についての証拠である。朝鮮民主主人

民共和国による拉致被害者は少なくとも 17 名あり、5 名は帰国したが、12 名は依然として拉致されたままである。朝鮮民主人民共和国による拉致を疑うことのできない日本国民は数百人いる。朝鮮民主人民共和国は多くのその他の国の国民も拉致したという事実を仮定すれば、これは重要な国際問題であり、国々はこれを解決するために団結するべきである。

5. Kwon Eun-Kyoung 朝鮮民主人民共和国における人道違反の犯罪をなくすための国際連合

当該国ステートメント

朝鮮民主人民共和国

討議

日本、欧州連合、アイルランド、アルバニア、キューバ、ドイツ、米国、ラトヴィア、中国、ノルウェー、フランス、チェコ共和国、リヒテンシュタイン、国連監視機構、人権監視機構、Michael Kirby, Marzuki Darusman, David Hawk, 飯塚耕一郎、Kwon Eun-Kyoung, Michael Kirby, ニュージーランド、ポーランド、オランダ、コスタリカ、オーストラリア、オーストリア、韓国、リトアニア、シリア・アラブ共和国、ロシア連邦、エストニア、スロヴェニア、良心平和税インターナショナル(世界非殺害センターとの共同声明)、世界福音同盟、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国、英国、イラン・イスラム共和国、ポルトガル、スペイン、カナダ、ベラルーシ、ラオ人民民主主義共和国、ベルギー、ミャンマー

日本のステートメント: 人権の尊重は、国連が強調する最も重要な価値である。朝鮮民主人民共和国の状況が直ちに解決される必要があることは全人類にとっての緊急の問題である。日本は拉致被害者の返還も要求する。

飯塚耕一郎氏の発言: 母とその他の拉致被害者が故国に帰ることができ、家族と再会できることを心より望む。

まとめ

Michael Kirby, Marzuki Darusman, David Hawk, 飯塚耕一郎、Kwon Eun-Kyoung, Michael Kirby

飯塚耕一郎氏によるまとめ: 朝鮮民主人民共和国は、拉致の捜査に関連して行動をとるとの約束を果たさなかった。過去 10 年で、朝鮮民主人民共和国の態度は不誠実であった。拉致が始まってから 30 年になり、拉致被害者の生活を守る時間は切れつつある。

人権高等弁務官による口頭での最新情報

Zeid Ra'Ad Al Hussein

当該国ステートメント

朝鮮民主人民共和国

9月21日(月)午後

議事項目 4(継続)

一般討論

イラン・イスラム共和国(非同盟運動を代表)、ルクセンブルグ(欧州連合を代表)、ドイツ、アイルランド、オランダ、韓国、フランス、英国、ロシア連邦、米国、日本、モンテネグロ、ガーナ、中国、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国、キューバ、ノルウェー、スペイン、オーストラリア、カナダ、スイス、ウクライナ、チェコ共和国、ベルギー、イラン・イスラム共和国、エクアドル、朝鮮民主人民共和国、デンマーク、ジョージア、スーダン、イスラエル、ベラルーシ、スロヴェニア、アイスランド、アゼルバイジャン、バハイ国際共同体、人権監視機構、市民外交センター(先住民族の権利のための市民外交

センター)、和解国際フェロシップ、弁護士のための弁護士(国際人権同盟連盟、カナダ弁護士の権利監視機構との共同声明)、世界ムスリム会議、権利と開発世界ネットワーク、フランス自由---ダニエル・ミッテラン財団、国際教育開発 Inc.、国際人権同盟連盟、アメリカ法律家協会

日本のステートメント: 朝鮮民主人民共和国の人権状況をめぐって国際社会の勢いが増していることを有難く思う。2015年6月のソウルでの人権高等弁務官事務所の開設は、事務所が朝鮮民主人民共和国における人権状況を監視し、文書化し、アドヴォカシー活動を行い、能力開発のための技術的支援を提供する期待を高めている。日本は、特別報告者の次回の報告書が行動志向で実体的であることを期待している。日本は、ソウルの事務所に対する朝鮮民主人民共和国の脅しを非難する。

市民外交センター(先住民族の権利のための市民外交センター)のステートメント: 日本の沖縄県知事は、沖縄の米軍駐留と軍事基地に反対を唱える。沖縄は日本の国土の僅か0.6%である。しかし、米軍基地の73.8%が沖縄に存在する。これら基地が沖縄で多くの事件、事故、環境問題を引き起こしてきた。地方の人々の自決権と人権が無視されている。

答弁権行使

レバノン: イスラエルは、テロリスト集団としてレバノンの統治派の一つであるヒズボラに言及したが、これは受け入れることのできない特徴付けである。イスラエルは未だにレバノンのある部分を占領しており、レバノン南部の残りの部分から撤退する以前に数多くの犯罪を行い、拷問も行った。レバノンは人口の3分の1を代表する多数のシリア難民を受け入れており、彼らにかなりの資源を提供している。

トルコ: シリアによる根拠のない非難を否定し、シリア政権がシリアの破壊に対して主たる責任を負っていることを強調する。Da'esh(ISIL)は、これと闘っているトルコに明確で差し迫った脅威を与えている。アサド大統領が権力を握っている限り、テロリズムの悪循環を断ち切ることができない。

スーダン: スーダンは平和を達成するためにそれなりの努力を払ってきた。政府の文民の爆撃に関して間違った非難がある。スーダンの司法制度はいつでも、違反に対して責任のある者を国中で裁判にかけられることを保障してきた。欧州諸国は、反乱軍が平和を拒否していることに言及していない。

ミャンマー: 代表団の中には我が国をビルマという名で言及しているところがあることは残念である。ミャンマーは我が国の人権に関連してある代表団の言及を残念に思い、国内の差別の申し立てを拒否する。

シリア・アラブ共和国: フランスがその植民地の過去を忘れて教訓を垂れ続けていることは残念である。フランスは、テロリスト・グループを支援し、彼らに武器を提供することは控えるべきである。フランスは安全保障理事会の優れた理事国であり特別な責任を取るべきである。

エジプト: エジプトに対して述べられた言葉を全面的に拒否し、このような申し立ては政治的動機があり、根拠のないものであることを述べる。エジプト憲法は、法の支配と司法の公平性を保証している。死刑は国際基準に従って利用されている。逮捕され、拘禁されている人々は誰でも相当の法の手続きで、尊厳を保護するように扱われている。申し立てにもかかわらず、エジプトで登録されている市民社会の数は、昨年増加している。エジプトはイスラエルによる侵害を非難する。

サウジアラビア: 死刑の適用に関するアイルランドのステートメントに応えるが、イスラム教が憲法に書かれており、これがすべての国民のすべての権利の源である。イスラム教は公正な裁判の規定を提供しており、死刑は最も重大な犯罪にのみ適用される。サウジアラビアには公正な裁判が存在しないという申し立ては、本当ではなく、受け入れがたい。サウジアラビアを批判する国々は、イスラエルがしているような自国の行動と自国の人権侵害を調べるべきである。

日本: 過去に関する日本の立場は何回も述べられてきた。沖縄知事のステートメントに関しては、国と国民の安全保障を確保することより重要なことは政府にとって何もない。米国政府と協力して、日本は沖縄の米軍基地のインパクトを軽減する一連の措置を取ってきた。政府は関連法と規則に沿ってこの問題に継続して取り組むつもりであり、この問題についての説明を継続して提供するつもりである。

モルドヴァ共和国: モルドヴァ共和国におけるメディアの自由に関するロシア連邦のステートメントに応えるが、表現とメディアの自由に関する決議の伝統的な共同提案国として、モルドヴァ共和国は、この権利をそのアジェンダに高く掲げている。しかし、ある程度の制限と懲罰が国内法と決議に沿って課せられることもある。ロシアのチャンネルの中にはモルドヴァ共和国で放送されるものもあり、幅広い取材を保証している。

ウズベキスタン: ウズベキスタンは、その市民社会を強化するために、最近、真剣な措置を取ってきた。現在、ウズベキスタンには7,000以上のNGOがある。国内のメディアの数は絶えず増加している。強制労働と闘うために継続する手段が取られている。ウズベキスタンは、米国における人種主義と外国人排斥について心配している。

パキスタン: パキスタンの裁判所と司法は専門的で独立したものである。パキスタンの対テロ努力は、その国内法にも国際人権法にも従ったものである。死刑は、完全で相当の法手続きを守った後で初めて適用され、赦免を求めまたは減刑のために控訴する権利もある。

ロシア連邦: クリミアの人々は「国連憲章」第1条に沿って自決権を行使した。ロシア連邦臣民の虐待の申し立ては、徹底的に捜査されている。タタール人の現状は、キエフ当局がそのマイノリティを長年無視してきた結果である。

ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国: 国々の中にはヴェネズエラを標的にしているところもあることを非難しその申し立てを拒否する。理事会は多国を傷つける場所ではない。根拠のない申し立てをする前に、国々はその情報の出所を再点検するべきである。

バーレーン: バーレーンでは表現の自由が尊重されており、国にはいかなる根拠による差別もない。司法は独立しており、公平である。表現の自由の制限は、場合によってはテロリズムと闘うために合法的である。

朝鮮民主人民共和国: 日本の大量残虐行為と過去の犯罪に対する説明責任の欠如に言及する。

トルクメニスタン: 情報へのアクセスのみならず、意見と表現の自由への国民の権利を保証している憲法と関連法に関して米国によるステートメントに応える。法律は、国際法と慣行に従って、メディアの分野を規制している。

イラン・イスラム共和国: デンマークによる政治的動機のある言及を拒否する。それらは人権の支持に反する。理事会の理事国は、万人のために人権の強化を提供するために意味のある誠実な方法に関わるべきである。

日本: 過去の犯罪に関する朝鮮民主人民共和国のステートメントに応える。過去の犯罪は根拠のないものであり、過去に対する間違った理解に基づくものである。日本は第二次世界大戦以来、民主的な社会を築くよう努力しており、平和を愛する国家として外交関係を行ってきた。

シリア・アラブ共和国: トルコがシリアの武装集団に武器を支給していることは明らかである。エルドガン政権はシリア国民の殺害に関与している。エルドガン政権はトルコ・サルタン国を再建しようとしている。エルドガン政権は ISIL との石油の司法取引からも利益を得ている。

トルコ: シリアの根拠のない申し立てをすべて拒否するが、アサド政権が未だに人権理事会で席を占めることが認められていることは恥ずかしいことである。

朝鮮民主人民共和国: 日本の申し立てを全面的に拒否する。日本は過去は遠いものであることを理事会に確信させようとしており、過去の犯罪を認めずに、根強く公的謝罪と補償を拒否している。朝鮮民主人民共和国は、再び過去の犯罪をすべて解決し、責任ある者をすべて裁判にかけるよう日本に要請する。

9月22日(火)午前

議事項目 3, 4(継続)

議事項目 5: 人権機関とメカニズム

理事会の注意を必要とする人権状況に関する一般討論(継続)

缶詰業者国際永久委員会、アラブ法律家連合(ジュネーブ国際司法センターとの共同声明)、脅威にさらされた諸国民協会、国際アフリカ民主主義協会、科学技術汎アフリカ連合、拷問被害者 Khiam リハビリテーション・センター、イラン・エリート調査センター、暴力被害者擁護団体、バーレーンの民主主義と人権のためのアメリカ人、マイノリティ権利グループ、Alsalam 財団、人権ハウス財団、フランシスカン・インターナショナル、アジア人権開発フォーラム、弁護士の権利監視機構カナダ、国際反差別人種主義運動、広報欧州連合、人権機関、人権擁護推進協会連盟、世界バルア団体、アフリカ・スピークス、平和開発 Maarij 財団、国連監視機構、アラブ人権委員会、国際国連青年学生運動、CIVICUS---世界市民参画同盟、世界環境資源会議、カイロ人権学研究所、Mbororo 社会文化開発協会、人権平和アドヴォカシー・センター、解放、平和団体調査委員会、カメルーン青年学生フォーラム、国際開発機関、調査センター、世界ユダヤ人会議、テロリズム被害者擁護協会、国際ヒューマニスト倫理連合、障害者同盟、英国ヒューマニスト協会、女性の人権国際協会、国際アフリカ・コミュニケーション経済協力推進団体、人権擁護アフリカ・ランコントロール、Verein Sudwind Entwicklungspolitik、国際五太湖地域平和開発行動、Dunenyo 協会、アフリカ開発協会、人権と諸国民の権利アフリカ憲章尊重促進国際委員会

(CIRAC)、アジア・リーガル・リソース・センター、全ロシア公共団体「選挙法ロシア公共機関」、アフリカ文化インターナショナル、自由擁護同盟、Commission africaine des prooteurs de la sante et des droits de l'homme、世界福音同盟、プレス・エンブレム・キャンペーン、Al-Hakim 財団、南米インド人会議、欧州ヒューマニスト連盟、国際キャリア・サポート協会、Prahara, アムネスティ・インターナショナル

答弁権行使

タイ: 不敬罪法は、タイ王室に対する深い尊敬の念という状況で考えられるべきである。これは社会変化のプロセスを受けるものである。そのような事件の反応性を仮定して、公正な裁判が保障されている。現在メディアが追求し報道している事件の中には、実際には前政権から継続している事件もある。

リトアニア: ラトヴィアからの 2 人の人物に対するリトアニアの行動は全て国内・国際法に沿ったものであった。もし苦情があるならば、彼らは自由に申し立てることができる。フリー・ジャーナリストは身の安全を恐れてロシアを逃れており、リトアニアを含めたいくつかの国々で避難を求めている。

フィリピン: 先住民族の権利の推進へのコミットメントを繰り返し述べる。フィリピンは、先住民族の権利に関する特別法を有する地域でおそらく唯一の国であろう。ある先住民個人のハラスメントと殺害の申し立ては捜査中であり、容疑者に対して刑事告訴が開始された。

イラク: マイノリティの保護に関するステートメントに答えるが、イラクは多くの民族的・宗教的マイノリティの多様な社会である。国の機関は、マイノリティに対してイスラム国が行う犯罪の大きさを認めており、そのような犯罪を防止するために、国際社会との協力を継続している。

提出文書

1. 先住民族の権利に関する特別報告者報告書(A/HRC/30/41)
2. 上記報告書付録---パラグアイへのミッション(A/HRC/30/41/Add.1)
3. 先住民族の権利に関する第 8 回専門家メカニズム報告書(A/HRC/30/52)
4. 先住民族の文化遺産に関する先住民族の権利推進と保護に関する調査---先住民族の権利に関する専門家メカニズムの調査(A/HRC/30/53)
5. 「国連先住民族の権利宣言」の目標を達成するための可能で適切な措置と実施戦略に関する好事例についてのアンケート調査への回答の最終概要---先住民族の権利に関する専門家メカニズムの調査(A/HRC/30/54)

報告書プレゼンテーション

1. Victoria Tauli-Corpuz 先住民族の権利に関する特別報告者
2. Alexey Tsykarev 先住民族の権利に関する専門家メカニズム議長・報告者

先住民族のための国連任意基金の評議員会ステートメント

Myrna Cunningham Kain 先住民族のための国連任意基金評議員

9月22日(火)昼

先住民族の権利に関する年次半日の討論

開会ステートメント

Mona Rishmawi 人権高等弁務官事務所法の支配・平等・非差別チーフ

司会者のパネリストのステートメント

1. Victoria Tauli Corpuz 先住民族の権利に関する特別報告者・司会者
2. Albert Kwokwo Barume 先住民族の権利に関する専門家メカニズム委員
3. Myrna Cunningham Kain 先住民族のための国連任意基金評議員・先住民族に関する世界会議のための総会議長元顧問
4. Aleiandro Gonzalez Cravioto メキシコ国内先住民族開発委員会国際問題部長
5. Janine Lasimbang Jaringan Orang Asal SeMalaysia 事務局長

討議

欧州連合、フィンランド(北欧諸国を代表)、ロシア連邦、ブラジル、スペイン、オーストラリア、エルサルバドル、ポーランド、ペルー、シエラレオネ、フィリピン、ウクライナ、子ども擁護インターナショナル、先住民族世界協会、ネイティヴ・アメリカン権利基金

パネリストの発言

Victoria Tauli Corpuz, Myrna Cunningham Kain, Jannie Lasimsang, Albert Kwokwo Barume, Alrjandro Gonzalez Cravioto

討議

米国、カナダ、チリ、コンゴ共和国、ボリヴィア多民族国家、エストニア、グアテマラ、ニュージーランド、マレーシア、ホーリーシー、国際和解フェロシップ、国際大学女性連盟、連合学校インターナショナル

まとめ

Jannie Lasimbang, Albert Kwokwo Barume, Alejandro Gonzalez Cravioto, Myrna Cunningham Kain, Victoria Tauli Corpuz

9月22日(火)午後・夜

議事項目 5(継続)

先住民族に関する当該国ステートメント

バラグアイ

意見交換対話

欧州連合、エクアドル(ラテンアメリカ・カリブ海諸国共同体を代表)、ロシア連邦、イラン・イスラム共和国、ノルウェー、カナダ、エルサルバドル、フィンランド、ペルー、中国、フィリピン、米国、ホンデュラス、フィジー、ネパール、エクアドル、デンマーク、ナミビア、オーストラリア、パナマ、マレーシア、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国、ニュージーランド、コスタリカ、フランス、ボリヴィア多民族国家、ブラジル、ウクライナ、グアテマラ、エストニア、アイルランド、国際労働機関、アルメニア、国際人権推進保護国内機関調整委員会、インディアン法律リソース・センター(アメリカ・インディアン国内会議、ネイティヴ・アメリカン権利基金との共同声明)、国際和解フェロシップ、人権平和アドヴォカシー・センター、フランシスカン・インターナショナル、解放、イラン・エリート調査センター、Mbororo 社会文化開発協会、シリア大学同盟・シリア連盟インターナショナル、先住民族世界協会、市民外交センター(先住民族の権利のための市民外交センター)、マイノリティ権利グループ、南米インディアン会議、世界バルア団体、人権機関、バーレーンの民主主義と人権のためのアメリカ人、中国国際交流 NGO ネットワーク

市民外交センター(先住民族の権利のための市民外交センター)のステートメント: 日本の沖縄に米軍基地が集中しているという問題を提起し、この問題に関して日本が行ったステートメントには概数が含まれていることを残念に思い、国の安全保障の重要性が人権を損なってはならないことを強調する。

まとめ

Victoria tauli Corpuz, Alexey Tsykarev

提出文書

6. 人権の推進と保護における地方自治体の役割に関する報告書---人権理事会諮問委員会最終報告書(A/HRC/30/49)
7. 万人のための人権を推進し、万人に対する普遍的尊重を強化するためのスポーツとオリンピックの理想を利用することに関する最終調査---人権理事会諮問委員会最終調査(A/HRC/30/50)
8. 第14回・15回人権理事会諮問委員会報告書に関する事務局メモ(A/HRC/30/51)

報告書プレゼンテーション

Obiora Chinedu Okafor 人権理事会諮問委員会議長

意見交換対話

韓国(諸国グループを代表)、欧州連合、ギリシャ(諸国グループを代表)、アルゼンチン、アイルランド、ブラジル、ロシア連邦、キューバ、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国、モロッコ、エジプト、平等人権委員会・北アイルランド人権委員会、連合都市地方自治体、アラブ人権委員会、拷問被害者擁護協会、インドネシア開発国際 NGO フォーラム、Verein Sudwind Entwicklungspolitik

まとめ

Obiora Chinedu Okafor

提出文書

9. 農業者及びその他の農山漁村地域で働く人々の権利に関する国連宣言案についての無期限政府間作業部会報告書(A/HRC/30/55)

報告書プレゼンテーション

Luis Espinosa 農業者及びその他の農山漁村地域の人々の権利に関する政府間無期限作業部会副議長

人権理事会議長声明

Jochiam Rucker

国連機関とメカニズムに関する一般討論

ルクセンブルグ(欧州連合を代表)、ラトヴィア(62 カ国グループを代表)、スロヴェニア(諸国グループを代表)、エクアドル、ガーナ(諸国核心グループを代表)、アイルランド、キューバ、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国、ナミビア、中国、南アフリカ、モンテネグロ、英国、エチオピア、ボリヴィア多民族国家、ヴェトナム、ノルウェー、欧州会議、エジプト、ハンガリー、キプロス、食糧農業機関、ミクロネシア連邦、トーゴ、キルギスタン、食糧第一、良心平和税インターナショナル、農山漁村成人カトリック運動国際連盟、Associazioe Comunita Papa Giovanni XXIII(世界教育機関、惑星合成研究所、国際民主弁護士協会、高齢者虐待防止ネットワーク(INPEA)、国際女性教育開発ヴォランティア団体 ---Vides、Istituto Internazionale Maria Ausiliatrice delle Salesiane di Don Bosco (IIMA)、国際平和ビューロー、世界非殺害センター、青年平和構築者連合ネットワーク(UNOY 平和建設者)との共同声明)、国際民主弁護士協会、国際人権サービス

答弁権行使

日本: 沖縄の海兵隊員による虐待の問題は、人権理事会で討論するにはふさわしくない。日本はこの問題に関する対話を継続するつもりである。

9月23日(水)国連休日

9月24日(木)午前

議事項目 6: 普遍的定期的レビュー

ベラルーシの普遍的定期的レビューの成果の検討

ベラルーシ外務省世界政策人道協力部部長、ミャンマー、パキスタン、ロシア連邦、ルワンダ、シエラレオネ、スーダン、シリア・アラブ共和国、タジキスタン、トルクメニスタン、英国、ウズベキスタン、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国、アゼルバイジャン、バーレーン、ベルギー、中国、キューバ、国連監視機構、国際人権同盟連盟、人権ハウス財団、国際和解フェロシップ、人口開発アクションカナダ、アムネスティ・インターナショナル、CIVICUS---世界市民参画同盟、ベラルーシ外務省世界政策人道協力部部長

259 の勧告のうち、ベラルーシは 168 を受け入れ、91 に留意した。

ベラルーシの普遍的定期的レビューの成果を採択

米国の普遍的定期的レビューの成果の検討

ジュネーブ国連事務所米国代表部大使、国務副長官補、ギリシャ、ホンデュラス、インド、イラン・イスラム共和国、イラク、アイルランド、イスラエル、ラトヴィア、リビア、フィリピン、ルーマニア、ロシア連邦、ルワンダ、セネガル、シエラレオネ、スーダン、トーゴ、国際レズビアン・ゲイ協会、人権監視機構、南米インディアン会議、人口開発アクション・カナダ、米国人権ネットワーク Inc., アムネスティ・インターナショナル、国際アメリカ・マイノリティ人権協会、平和の道具としての学校世界協会、先住民族世界協会、米国国務副長官補

343 の勧告のうち、米国は全体的または部分的に 260 を受け入れ、83 に留意した。

米国の普遍的定期的レビューの成果を採択

マラウイの普遍的定期的レビューの成果の検討

マラウイ法務次官、マラウイ人権委員会委員長、エチオピア、ガボン、ガーナ、アイルランド、レソト、リビア、ノルウェー、ルワンダ、シエラレオネ、南アフリカ、スーダン、トーゴ、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国、アンゴラ、ベナン、ボツワナ、中国、国際ゲイ・レズビアン人権委員会、UPR Info、人口開発アクション・カナダ、アムネスティ・インターナショナル、人権擁護アフリカ・ランコントロール、市民的・政治的権利センター、マラウイ法務次官

マラウイの普遍的定期的レビューの成果を採択

9月24日(木)昼

公共サービスにおけるグッド・ガバナンスに関するパネル討論

開会ステートメント

Ibrahim Salama 人権高等弁務官事務所人権条約部部長

司会者とパネリストのステートメント

1. Anne Peters 比較公法と国際法 Max Planck 研究所ディレクター・司会者
2. Adetokunbo Mumuni 社会経済権説明責任プロジェクト事務局長(ナイジェリア)
3. Kim Taekyoon ソウル国立大学国際学大学院国際開発教授
4. Safak Pavey 障害者権利委員会委員・トルコ国会議長
5. Mariana Gonzalez Guyer ウルグァイ国内人権機関・オンブズマン・ディレクター
6. Jan Pastwa 国立公共行政校ディレクター

討議

欧州連合、ポーランド(決議 25/8 の提案者核心グループを代表)、アルジェリア(アフリカ・グループを代表)、モロッコ(国際フランス語圏団体を代表)、パキスタン(イスラム協力団体を代表)、バングラデシュフランス、カタール、ロシア連邦、エジプト、チュニジア、インド、バーレーンの民主主義と人権のためのアメリカ人 Inc., アラブ人権委員会、「子どもの権利条約」のための NGO グループ(ジュネーブ子どもの食糧協会、セイヴ・ザ・チルドレン・インターナショナル、プラン・インターナショナル Inc.との共同声明)、Anne Peters, Jan Pastwa, Adetokunbo Mumuni, Kim Taekyoon, Safak Pavey, Mariana Gonzalez Guyer, オーストラリア、ジョージア、アイルランド、シエラレオネ、ベルギー、ナミビア、米国、シンガポール、トルコ、ガーナ、エチオピア、モンテネグロ、人権機関、平和正義人権国際機関、権利と開発世界ネットワーク、バーレーン、セネガル、アゼルバイジャン、南アフリカ、エクアドル、エストニア、コロンビア、アルジェリア、モロッコ、中国、イラン・イスラム共和国、アフリカ・スピーカーズ

まとめ

Anne Peters, Jan Pastwa, Adetokunbo Mumuni, Mariana Gonzalez Guyer, Safak Pavey, Kim Taekyoon

9月24日(木)午後・夜

議事項目 5, 6(継続)

モンゴルの普遍的定期的レビューの成果の検討

国連ジュネーブ事務所モンゴル代表部大使、モンゴル国内人権委員会コミッショナー長、インド、キルギスタン、ラオ人民民主主義共和国、フィリピン、ルワンダ、シエラレオネ、タジキスタン、トルクメニスタン、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国、アルジェリア、中国、ジブティ、エストニア、ガーナ、UPR Info、Federatie van Nederlandse Verenigingen tot Integratie van Homoseksualiteit---COC オランダ、アジア人権開発フォーラム、アムネスティ・インターナショナル、国際人権サービス、国連ジュネーブ事務所モンゴル代表部大使

164 の勧告のうち、モンゴルは 150 を支持し、24 に留意した。

モンゴルの普遍的定期的レビューの成果を採択

パナマの普遍的定期的レビューの成果の検討

国連ジュネーブ事務所パナマ代表部大使、Defensoria del Pueblo de Panama、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国、アルジェリア、ベナン、中国、キューバ、エクアドル、エルサルバドル、ガーナ、ホンデュラス、ルワンダ、シエラレオネ、Federatie van Nederlandse Verenigingen tot Integratie Van Homoseksualiteit---COC オランダ、フランシスカン・インターナショナル、人口開発アクションカナダ、国連ジュネーブ事務所パナマ代表部大使

125 の勧告のうちパナマは 111 を受け入れ、14 に留意した。

パナマの普遍的定期的レビューの成果を採択

モルディヴの普遍的定期的レビューの成果の検討

モルディヴ外務大臣、アルジェリア、アゼルバイジャン、バーレーン、ベルギー、ベナン、ボツワナ、中国、コートジボワール、キューバ、ジブティ、エジプト、エストニア、ガーナ、ホンデュラス、インド、イラク、クウェート、国連監視機構、アジア人権開発フォーラム、人口開発アクション・カナダ、アムネスティ・インターナショナル、国際法律家委員会、国際人権サービス、英連邦人権機関、フリーダム・ナウ、モルディヴ外務大臣

258 の勧告のうちモルディヴは 198 を支持し、60 に留意した。

モルディヴの普遍的定期的レビューの成果を採択

人権機関とメカニズムに関する一般討論

缶詰業者国際永久委員会、連合学校インターナショナル、環境管理学センター、国際アフリカ民主主義協会、世界ムスリム会議、科学技術汎アフリカ連合、拷問被害者 Khiam リハビリテーション・センター、Civicus---世界市民参画同盟、バーレーンの民主主義の人権のためのアメリカ人 Inc., Alsalm 財団、イラク開発機関、アメリカ法律家協会、広報欧州連合、世界バルア団体、平和団体調査委員会、世界環境資源会議、Mbororo 社会文化開発協会、人権平和アドヴォカシー・センター、解放、国際開発機関、アラブ人権委員会、国際弁護士団体、欧州センター---第 3 世界、国際アフリカ・コミュニケーション経済協力推進団体---OCAPROCE インターナショナル、人権擁護アフリカ・ランコントロール、Verein Sudwind Entwicklungspolitik, アフリカ文化インターナショナル、自由擁護同盟、世界市民協会、Prahari, 人権擁護永久委員会、連合村、平和正義人権国際機関、フランシスカン・インターナショナル、国際ソーシャル・ワーク学校協会、Centro de Estudios Legales y Sociales (CELS) 市民協会

9月25日(金)午前

議事項目 6(継続)

アンドラの普遍的定期的レビューの成果の検討

アンドラ社会問題大臣、中国、欧州会議、ガーナ、シエラレオネ、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国、アンゴラ、ルワンダ、アンドラ社会問題大臣

85 の勧告のうち、アンドラは 41 を受け入れ、44 に留意した。

アンドラの普遍的定期的レビューの成果を採択

ブルガリアの普遍的定期的レビューの成果の検討

ブルガリア外務省ディレクター、アルバニア、アルジェリア、ベナン、コーティヴォワール、欧州会議、ガーナ、ギリシャ、イラク、キルギスタン、ルーマニア、ルワンダ、シエラレオネ、スーダン、タジキスタン、トルクメニスタン、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国、人口開発アクション・カナダ、アムネスティ・インターナショナル、同盟レインボウ・コミュニティ・インターナショナル、ブルガリア外務省ディレクター

182 の勧告のうちブルガリアは 174 を受け入れ 8 つに留意した。

ホンデュラスの普遍的定期的レビューの成果の検討

ホンデュラス人権正義事務所次官、中国、キューバ、シエラレオネ、国連子ども基金、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国、アルジェリア、ベルギー、ベナン、ルワンダ、第 19 条---国際反検閲センター、Federatie van Nederlandse Verenigingen tot Internatie Van Homoseksualiteit---COC オランダ、フランシスカン・インターナショナル、アムネスティ・インターナショナル、世界拷問禁止団体、スイス平和団体インターナショナル、国際人権サービス、性と生殖に関する権利センター Inc.、食糧第一情報行動ネットワーク、婦人国際平和自由連盟、ホンデュラス人権正義事務所次官

152 の勧告のうちホンデュラスは 140 を受け入れ、12 に留意した。

ホンデュラスの普遍的定期的レビューの成果を採択

9月25日(金)昼

議事項目 6(継続)

この会議では、米国とマーシャル諸島とクロアチアの普遍的定期的レビューの成果の検討が行われ、それぞれの成果が採択されたはずであるが、プレス・リリースがこの会議だけ抜けており、詳細は不明である。

9月25日(金)午後

議事項目 6(継続)

ジャマイカの普遍的定期的レビューの成果の検討

ジュネーヴ国連事務所ジャマイカ代表部大使、シエラレオネ、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国、バハマ、ベナン、ボツワナ、中国、キューバ、フィリピン、ルワンダ、国際レズビアン・ゲイ協会、アムネスティ・インターナショナル、人権擁護アフリカ・ランコントル、ジュネーヴ国連事務所ジャマイカ代表部大使

168 の勧告のうちジャマイカは 92 を受け入れ 74 に留意した。2 つの勧告に関してさらなる明確化がなされた。

ジャマイカの普遍的定期的レビューの成果を採択

リビアの普遍的定期的レビューの成果の検討

ジュネーヴ国連事務所リビア代表部参事官、エストニア、エチオピア、イラク、アイスランド、イタリア、クウェート、ラトヴィア、モロッコ、シエラレオネ、ルワンダ、パレスチナ国、スーダン、トーゴ、英国、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国、アルジェリア、アンゴラ、国連監視機構、第 19 条---国際反検閲センター、カイロ人権学研究所、アラブ人権委員会、アムネスティ・インターナショナル、世界拷問禁止団体、人権擁護アフリカ・ランコントル、CIRID(対話のための調査イニシャティヴ独立センター)、ジュネーヴ国連事務所リビア代表部参事官

202 の勧告のうちリビアは 161 を受け入れ、31 に留意した。

リビアの普遍的定期的レビューの成果を採択

普遍的定期的レビューに関する一般討論

ルクセンブルグ(欧州連合を代表)、サウディアラビア(アラブ・グループを代表)、ブラジル(ポルトガル語諸国共同体を代表)、アルジェリア(アフリカ・グループを代表)、モロッコ、シエラレオネ、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国、ナミビア、中国、モルディヴ、アルバニア、インド、旧ユーゴスラヴ・マケドニア共和国、ガーナ、ルクセンブルグ、イラン・イスラム共和国、グレナダ、ソロモン諸島、普遍的定期的レビューInfo, カメルーン、人権法センター、国際教育開発 Inc., 缶詰業者国際永久委員会、連合学校インターナショナル、環境管理学センター、国際アフリカ民主主義協会

9月28日(月)午前

議事項目 6(継続)

議事項目 7: パレスチナ及びその他のアラブ被占領地での人権状況

普遍的定期的レビューに関する一般討論(継続)

科学技術汎アフリカ連合、拷問被害者 Khiam リハビリテーション・センター、イラク開発機関、広報欧州連合、暴力被害者擁護団体、アフリカ・スピークス、世界環境資源会議、Maarij 平和開発財団、平和団体調査委員会、アラブ人権委員会、権利開発世界ネットワーク、創造的コミュニティ・プロジェクト同盟、人権擁護アフリカ・ランコントロール、Verein Sudwind Entwicklungspolitik, コロンビア法律家委員会、アムネスティ・インターナショナル、インディアン教育会議、国際非同盟学研究所、国際ソーシャル・ワーク学校協会、バーレーンの民主主義と人権のためのアメリカ人 Inc., Alsalam 財団

パレスチナ及びその他のアラブ被占領地での人権状況当該国ステートメント

パレスチナ国、シリア・アラブ共和国

パレスチナ及びその他のアラブ被占領地での人権状況に関する一般討論

サウディアラビア(アラブ・グループを代表)、パキスタン(イスラム協力団体を代表)、イラン・イスラム共和国(非同盟運動を代表)、アルジェリア(アフリカ・グループを代表)、カタール、モロッコ、キューバ、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国、インドネシア、サウディアラビア、ブラジル、ナミビア、ロシア連邦、アルジェリア、中国、モルディヴ、ガーナ、アラブ首長国連邦、バングラデシュ、ボリヴィア多民族国家、トルコ、エジプト、ヨルダン、クウェート、マレーシア、チュニジア、スイス、イラク、チリ、イラン・イスラム共和国、エクアドル、セネガル、バーレーン、リビア、スーダン、レバノン、オマーン、ジブティ、ウルグアイ、湾岸協力会議、イエメン、アンゴラ、子ども擁護インターナショナル、アメリカ法律家協会、ヒューマン・ライツ・ナウ、パレスチナ帰還センターLtd., 国際国連青年学生運動、アラブ法律家連合、人権保護推進協会連盟(アラブ法律家連合との共同声明)、国際人権同盟連盟、アラブ人権委員会、拷問被害者 Khiam リハビリテーション・センター、平和開発 Maarij 財団、暴力被害者擁護団体、権利開発世界ネットワーク、アフリカ・スピークス、カイロ人権学研究所、カメルーン平和青年学生フォーラム、国際弁護士団体、パレスチナ居住権難民権 BADIL リソース・センター、Peivande Gole Narqes 団体、Al Haq 人に仕える法律、世界教会協議会国際問題教会委員会、国家統一キューバ協会

9月28日(月)午後

世界麻薬問題が人権の享受に与えるインパクトに関するパネル討論

開会ステートメント

Flavia Pansieri 人権副高等弁務官

司会者及びパネリストによるステートメント

1. Ruth Dreifuss スイス連邦元大統領・麻薬政策世界委員会委員・パネル司会者
2. Javier Andres Florez コロンビア司法省麻薬政策ディレクター
3. Ann Fordham 国際麻薬政策コンソーシアム事務局長

4. Mohammad-Mahmoud Ould Mohamedou 安全保障政策ジュネーブ・センター副所長・ジュネーブ大学院教授・西アフリカ麻薬委員会コミッショナー
5. Shekhar Saxena 世界保健機関精神衛生薬物乱用部部长
6. Aldo Lale-Demox 国連麻薬犯罪事務所副事務局長
7. Srthayudh Srisamoot 国連ウィーン事務所タイ大使・第 58 回麻薬委員会議長

討議

スイス(16カ国を代表)、サウディアラビア(アラブ・グループを代表)、欧州連合、エクアドル(ラテンアメリカ・カリブ海諸国共同体を代表)、ウルグアイ(南米諸国連合を代表)、パキスタン(イスラム協力団体を代表)、アルジェリア(アフリカ・グループを代表)、コロンビア(諸国グループを代表)、ポルトガル、シエラレオネ、シンガポール、メキシコ、国際レズビアン・ゲイ協会(国際人権サービスとの共同声明)、国際害悪削減協会、Centro Regional de Derechos Humanos y Justicia de Genero(国際人権サービス、法律社会学センター、国際市民協会、ラテンアメリカ・ワシントン事務所、人権保護推進メキシコ委員会市民協会、害悪削減インターナショナルとの共同声明)、Ruth Dreifuss, Andres Florez, Ann Fordham, Mohammad -Mahmoud Ould Mohamedou, Shekhar Sxena, Aldo Lale-Demox, オーストラリア、エジプト、欧州会議、パラグアイ、テュニジア、キルキスタン、オーストリア、ニカラグア、インド、スウェーデン、中国、刑法改革インターナショナル、人権保護推進メキシコ委員会市民協会、国際教育開発 Inc., ボリヴィア多民族国家、UNAIDS, アルバニア

まとめ

Andres Florez, Ann Fordham, Mohammad-Mahmoud Ould Mohamedou, Shekhar Saxena, Aldo Lale-Demox, Ruth Dreifuss

9月28日(月)昼・夜

議事項目 8: 「ウィーン宣言と行動計画」のフォローアップと実施

議事項目 9: 人種主義・人種差別・外国人排斥・関連する不寛容、「ダーバン宣言と行動計画」のフォローアップと実施

「ウィーン宣言と行動計画」のフォローアップと実施に関する一般討論

ルクセンブルグ(欧州連合を代表)、パキスタン(イスラム協力団体を代表)、アルジェリア(アフリカ・グループを代表)、デンマーク(北欧諸国を代表)、アルゼンチン(数か国を代表)、ウクライナ(地域横断的諸国核心グループを代表)、米国(諸国グループを代表)、アイスランド、オランダ、キューバ、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国、英国、ロシア連邦、中国、米国、南アフリカ、モンテネグロ、モロッコ、スペイン、イラン・イスラム共和国、スロヴェニア、ウルグアイ、オーストラリア、スーダン、ヘリオス・ライフ協会、バーレーンの民主主義と人権のためのアメリカ人 Inc., 人口開発アクション・カナダ、人権のための殺人被害者家族、アフリカ・スピークス、平和開発 Maarij 財団、人権アドヴォケイツ、人権法センター、Pasmal Thaayagam 財団、平和正義人権国際研究所、権利開発世界ネットワーク、平和の道具としての学校世界協会、プレス・エンブレム・キャンペーン、カメルーン平和青年学生フォーラム、国際人権サービス、人権機関、人権保護推進協会連盟、イラン・エリート調査センター、イラク開発団体、アラブ人権委員会、世界ムスリム会議、世界バルア団体、Alsalam 財団、拷問被害者 Kham リハビリテーション・センター、暴力被害者擁護団体、Mbororo 社会文化開発協会、人権平和アドヴォカシー・センター、解放、国際開発機関、自由擁護同盟、Verein Sudwind Entwicklungspolitik, 人権擁護アフリカ・ランコントロール、五太湖地域平和開発行動インターナショナル、アフリカ文化インターナショナル、スイス・ギニア連帯(聖ヴィンセント・ポール慈善の娘団との共同声明)、アムネスティ・インターナショナル、Prahar, Istituto Internazionale Maria Ausiliatrice delle Salesiane di Don Bosco, Marangopoulos 人権財団、Commission africaine des promoteurs de la sante et des droits de l'homme, 国際ヒューマニスト倫理連合、世界環境資源会議

提出文書

1. 第 15 回・16 回アフリカ系の人々に関する専門家作業部会報告書(A/HRC/30/56)

2. 上記報告書付録---オランダのミッション(A/HRC/30/56/Add.1)
3. 上記報告書付録---スウェーデンへのミッション(A/HRC/30/56/Add.2)
4. 上記報告書付録---オランダによるコメント(A/HRC/30/56/Add.3)
5. 上記報告書付録---スウェーデンによるコメント(A/HRC/30/56/Add.4)

報告書プレゼンテーション

Mirelle Fanon Mendes アフリカ系の人々に関する専門家作業部会議長

当該国ステートメント

オランダ、オランダ国内人権機関、スウェーデン

意見交換対話

欧州連合、サウディアラビア(アラブ・グループを代表)、アルジェリア(アフリカ・グループを代表)、エクアドル、米国、ブラジル、テュニジア、ナイジェリア、ナミビア、キューバ、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国、モロッコ、コスタリカ、エジプト、ガーナ、南アフリカ、イラン・イスラム共和国、アルジェリア、バハマ、国際国連青年学生運動(12月20日運動国際事務局、国際拷問禁止協会、Drammeh 機関 Inc., アフリカ系カナダ人法律クリニック、国際弁護士団体、Tiye インターナショナル、アラブ人権委員会、アフリカ開発協会、人権と諸国民の権利アフリカ憲章尊重適用国際委員会、Commission africaine des promoteurs de la sante et des droits de l'homme, Dunenyó 協会、五太湖地域平和開発行動インターナショナルとの共同声明)、カメルーン青年学生フォーラム、開発への権利世界ネットワーク、平和開発 Maarij 財団、アフリカ・スピークス

まとめ

Mirelle Fanon Mendes

一般討論

ルクセンブルグ(欧州連合を代表)、サウディアラビア、パキスタン(イスラム協力団体を代表)、キューバ、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国、ロシア連邦、中国、米国、パキスタン、欧州会議、ギリシャ、イラン・イスラム共和国、コロンビア、ウルグアイ、バーレーン、国際国連青年学生運動(アフリカ系カナダ人法律クリニック、国際拷問禁止協会、12月20日運動国際事務局、南北 XXI、五大湖地域平和開発行動インターナショナル、Dunenyó 協会、国際弁護士団体、Commission africaine des promoteurs de la sante et des droits de l'homme, アフリカ開発協会、人権と諸国民の権利アフリカ憲章尊重適用国際委員会、アラブ人権委員会、Tiye インターナショナルとの共同声明)、イラン・エリート調査センター、国際開発機関

9月29日(火)午前

議事項目 9(継続)

議事項目 10: 技術支援と能力開発

一般討論(継続)

権利と開発世界ネットワーク、人権アドヴォケイツ、平和開発 Maarij 財団、世界ムスリム会議、拷問被害者 Khiam リハビリテーション・センター、暴力被害者擁護団体、Mbororo 社会文化開発協会、解放、アフリカ・スピークス、国際弁護士団体、Verein Sudwind Entwicklungspolitik, アフリカ文化インターナショナル、Prahar, キューバ国内法律家連合、キューバ国連協会

答弁権行使

エストニア: エストニアにおける市民権についてのロシア連邦のステートメントに応えるが、市民権は民族性を根拠に認められるというのは本当ではない。規則は、民族性に関わりなく万人にとって同じである。市民権のないものは国民として同じ権利を認められてないというのも本当ではない。エストニアは、市民権に関わりなくすべての合法的居住者が地方自治体選挙で投票権を持つ世界でも数少ない国の一つである。

ウクライナに関する高等弁務官の口頭による最新情報

Ivan Simonovic 人権事務総長補

当該国ステートメント

ウクライナ

意見交換対話

欧州連合、ノルウェー、ジョージア、オーストリア、ロシア連邦、オランダ、フランス、アイルランド、スウェーデン、ドイツ、チェコ共和国、ルクセンブルグ、モルドヴァ共和国、ベルギー、ユニセフ、アイルランド、ハンガリー、トルコ、カナダ、エストニア、英国、ニュージーランド、スペイン、リトアニア、スロヴァキア、米国、ブルガリア、欧州会議、ラトヴィア、ルーマニア、スイス、デンマーク、中国、アルバニア、オーストラリア、ウクライナ議会人権コミッショナー、国際民主弁護士協会、人権監視機構、人権アドヴォケイツ、人権ハウス財団、国際カトリック子どもビューロー

まとめ

Ivan Simonovic

9月29日(火)昼

議事項目 10(継続)

提出文書

1. コンゴ民主共和国における人権状況に関する報告書---国連人権高等弁務官報告書(A/HRC/30/32)
2. 上記報告書訂正版(A/HRC/30/32/Corr.1)
3. 技術支援と能力開発がコンゴ民主共和国の人権状況に与えるインパクトに関する調査---国連人権高等弁務官報告書(A/HRC/30/33)

報告書プレゼンテーション

Flavia Pansieri 人権副高等弁務官

当該国ステートメント

コンゴ民主共和国

意見交換対話

アルジェリア(アフリカ・グループを代表)、欧州連合、ニュージーランド、米国、フランス、ボツワナ、オーストラリア、スイス、英国、オーストリア、アンゴラ、中国、ベルギー、モロッコ、モザンビーク、アイルランド、ガボン、トーゴ、エジプト、セネガル、スペイン、スーダン、国際人権同盟連盟、世界拷問禁止団体、国際カトリック子どもビューロー(聖ヴィンセント・ポール慈善の娘団、良き羊飼いの慈善聖母の会衆との共同声明)、フランシスカン・インターナショナル、婦人国際平和自由連盟、アムネスティ・インターナショナル

まとめ

Flvia Pansieri

2014年以來リビアで行われた国際人権法の違反と乱用を捜査するためのミッションに関する高等弁務官の口頭による最新情報のプレゼンテーション

1. Ivan Simonovic 人権事務総長補
2. Claudio Cordoni リビアへの国連支援ミッション人権・移行司法・法の支配部部長

当該国ステートメント

リビア

意見交換対話

アルジェリア(アフリカ・グループを代表)、欧州連合、トルコ、ノルウェー、マルタ騎士団、アラブ首長国連邦、フランス、ポルトガル、ドイツ、エストニア、国連子ども基金、オランダ、米国、英国、スペイン、オーストラリア、中国、アルジェリア、チェコ共和国、ロシア連邦、アンゴラ、イタリア、クウェート、イエメン、セネガル、エジプト、ガーナ、カイロ人権学研究所、人権監視機構、アラブ人権委員会、アムネスティ・インターナショナル、婦人国際平和自由連盟

まとめ

Ivan Simonovic, Claudio Cordoni

9月29日(火)午後

議事項目 10(継続)

提出文書

4. カンボディアの人権状況に関する特別報告者報告書(A/HRC/30/58)

報告書プレゼンテーション

Rhona Smith カンボディアの人権状況に関する特別報告者

当該国ステートメント

カンボディア

意見交換対話

欧州連合、アイルランド、フランス、中国、ヴェトナム、日本、タイ、Rhona Smith、オーストラリア、ラオ人民民主主義共和国、マレーシア、ミャンマー、英国、スイス、米国、Rhona Smith、アジア人権開発フォーラム、弁護士の権利監視機構カナダ、ヒューマン・ライツ・ナウ、国際人権同盟連盟、国際カトリック子どもビューロー、平和の道具としての学校世界協会、CIVICUS---世界市民参画同盟、人権監視機構

日本のステートメント: 国内戦の終結以来、カンボディアは、その経済をかなり発展させてきた。しかし、クメール・ルージュ裁判、土地の利権、法の支配、司法改革及び市民社会スペースのようなある種の人権問題は、依然としてまだこれから対処されなければならない。

まとめ

Rhona Smith

提出文書

5. スーダンの人権状況に関する独立専門家報告書(A/HRC/30/60)

報告書プレゼンテーション

Aristide Nohonsi スーダンの人権状況に関する独立専門家

当該国ステートメント

スーダン

答弁権行使

ロシア連邦: クリミアはロシア連邦の一部となることを選んだ。おとりの中には紛争を起こそうとしている者もある。クリミアの水封鎖についての批判がもっと多く聞かれないのは驚きである。クリミアにおける人権侵害は西欧諸国からくるものであり、西欧諸国は半島を世界から孤立させようとしている。

9月30日(水)午前

議事項目 10(継続)

スーダンの人権状況に関する意見交換対話

サウディアラビア(アラブ諸国グループを代表)、アルジェリア(アフリカ・グループを代表)、欧州連合、ドイツ、フランス、英国、クウェート、オランダ、アイルランド、カタール、エリトリア、ニュージーランド、国連子ども基金、ジブティ、アラブ首長国連邦、エジプト、米国、スペイン、エチオピア、ノルウェー、マリ、中国、モロッコ、スイス、キューバ、バーレーン、オーストラリア、ベルギー、アルジェリア、東部アフリカ・アフリカの角人権擁護者プロジェクト、人権監視機構、ジュビリー・キャンペーン、東部スーダン開発団体、社会調査センター、カメルーン平和青年学生フォーラム、CIVICUS---世界市民参画同盟、国際人権同盟連盟

まとめ

スーダン、Aristide Nononsi

提出文書

6. 中央アフリカ共和国の人権状況に関する独立専門家報告書(A/HRC/30/59)

報告書プレゼンテーション

Marie Therese Keita Bocoum 中央アフリカ共和国の人権状況に関する独立専門家

当該国ステートメント

中央アフリカ共和国

意見交換対話

欧州連合、アルジェリア(アフリカ・グループを代表)、フランス、米国、エストニア、中国、オーストラリア、ルクセンブルグ、トーゴ、ガボン、スペイン、アルジェリア、オランダ、エジプト、ベナン、英国、イスラム協力団体、ボツワナ、アンゴラ、アイルランド、ニュージーランド、ノルウェー、クロアチア、ベルギー、マリ、モザンビーク、スーダン、コーティヴウォール、セイヴ・ザ・チルドレン・インターナショナル、カリタス・インターナショナル(世界福音同盟との共同声明)、ジュビリー・キャンペーン、人権監視機構、国際人権同盟連盟、人権擁護アフリカ・ランコントロール

まとめ

中央アフリカ共和国、Marie-Therese Keita Bocoum

9月30日(水)昼

議事項目 10(継続)

提出文書

7. ソマリアの人権状況に関する独立専門家報告書(A/HRC/30/57)

報告書プレゼンテーション

Bahame Tom Nyanduga ソマリアの人権状況に関する独立専門家

当該国ステートメント

ソマリア

意見交換対話

アルジェリア(アフリカ・グループを代表)、サウディアラビア(アラブ・グループを代表)、欧州連合、英国、フランス、イタリア、アラブ首長国連邦、ジブティ、米国、中国、国連子ども基金、トルコ、エチオピア、イスラム協力団体、オーストラリア、モロッコ、スーダン、ノルウェー、アイルランド、エジプト、イエーメン、Bahame Tom Nyanduga, 国際教育開発 Inc., マイノリティ権利グループ、人権ア

ドヴォキッツ、CIVICUS---世界市民参画同盟、東部アフリカ・アフリカの角人権擁護者プロジェクト、カメルーン平和青年学生フォーラム、人権監視機構、アラブ人権委員会

まとめ

ソマリア、Bahame Tom Nyanduga

9月30日(水)午後

議事項目 2(継続)

提出文書

20. スリランカの和解・説明責任・人権の推進に関する報告書---国連人権高等弁務官事務所報告書(A/HRC/30/61)

報告書プレゼンテーション

Zaid Ra'Ad Al Hussein 国連人権高等弁務官

当該国ステートメント

スリランカ

意見交換対話

欧州連合、アイルランド、韓国、シエラレオネ、ロシア連邦、英国、日本、エストニア、モンテネグロ、フランス、旧ユーゴスラヴ・マケドニア共和国、ヴェトナム、パキスタン、ドイツ、米国、アルバニア、タイ、オーストラリア、カナダ、スイス、ミャンマー、フィジー、ノルウェー、デンマーク、イラン・イスラム共和国、国連子ども基金、チェコ共和国、ベルギー、ニュージーランド、国連監視機構、マイノリティ権利グループ、アジア人権開発フォーラム、国際反差別人種主義運動、国際法律家委員会、Pasumai Thaayagam 財団、解放、CIVICUS---世界市民参画同盟、人権監視機構、アムネスティ・インターナショナル、弁護士の人権監視機構カナダ、障害者連合、創造的コミュニティ・プロジェクト同盟、Association des Jeunes pour l'Agriculture du Mali, Association Burkinabe pour la Survie de l'Enfance, モーリタニア人権推進協会、世界福音同盟、CIRID---Centre independent de recherches et d'initiatives pour le dialogue

日本のステートメント: 日本は、スリランカによる建設的な手段と措置を支持する。和解に向けたスリランカ自身の努力を推進することが絶対に必要である。スリランカに技術支援を提供することが重要であり、人権高等弁務官事務所は、この点で極めて重要な役割を果たしている。日本は、真実・正義・補償及び再び繰り返さないためのメカニズムの設立を歓迎する。日本は、スリランカでの努力を支援するために、来月、著名な日本人検事をスリランカに派遣することを計画している。

まとめ

Flavia Pansieri 国連人権副高等弁務官

提出文書

21. 国内政策と人権の問題に関するパネル討論の概要報告書---国連人権高等弁務官報告書(A/HRC/30/28)

22. 人権の推進と保護においてカンボディア政府と国民を支援する際の国連人権高等弁務官事務所の役割と業績に関する報告書---事務総長報告書(A/HRC/30/30)

23. イエーメンの人権状況に関する報告書---国連人権高等弁務官事務所報告書(A/HRC/30/31)

24. イラクにおける人権の推進と保護に関する報告書---国連人権高等弁務官報告書 1(A/HRC/30/66)

25. 影響を受けている国々において、テロ集団ボコ・ハラムが行った人権侵害と虐待及びざんぎやく行為に関する報告書---国連人権高等弁務官事務所報告書(A/HRC/30/67)

報告書プレゼンテーション

1. Flavia Pansieri 国連人権副高等弁務官

2. Ivan Simonovic 人権事務総長補

当該国ステートメント

ミャンマー、カンボディア、イエーメン、南スーダン、カメルーン、チャド、ナイジェリア、イラク

技術支援と能力開発に関する一般討論

ルクセンブルグ(欧州連合を代表)、モロッコ(国際フランス語圏団体を代表)、サウディアラビア(アラブ・グループを代表)、インド(有志グループを代表)、アルジェリア(アフリカ・グループを代表)、パキスタン(イスラム協力団体を代表)

答弁権行使

スーダン: 支援と協力に対してすべての国々の政府に感謝する。スーダンは、すべての国際機関と協力するというコミットメントを確認する。しかし、テロリスト集団が行うすべての人権侵害とある国々の政府による一方的制裁に目を瞑ることは、国際人権責務に応えることを大変に難しくする。

10月1日(木)午前

議事項目 10(継続)

技術支援と能力開発に関する一般討論(継続)

ドイツ、アイルランド、シエラレオネ、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国、フランス、英国、中国、米国、日本、モルディヴ、ガーナ、ヴェトナム、エルサルヴァドル、南アフリカ、トルコ、欧州会議、エジプト、セネガル、ジョージア、国連子ども基金、ベラルーシ、イスラム協力団体、フィリピン、アンゴラ、カナダ、アフリカ連合、湾岸協力会議、ラオ人民民主主義共和国、タイ、バーレーンの民主主義と人権のためのアメリカ人 Inc., イラク開発団体、Mbororo 社会文化開発協会、人権情報訓練センター、国際平和正義人権機関、解放、世界バルア団体、平和開発 Maarij 財団、国連監視機構、国際反差別人種主義運動、カメルーン平和青年学生フォーラム、性と生殖に関する権利センター、国際人権同盟連盟、人権監視機構、カイロ人権学研究所、人権アドヴォケイツ、弁護士の権利監視機構カナダ、権利開発世界ネットワーク、アフリカ・スピークス、Alsalam 財団、人権機関、イラン・エリート調査センター、拷問被害者 Khiam リハビリテーション・センター、国際ヒューマニスト倫理連合、Association des jeunes pour l'agriculture du Mali, 創造的コミュニティ・プロジェクト同盟、セイヴ・ザ・チルドレン・インターナショナル、Association Burkinabe pour la Survie de l'Enfance, モーリタニア権利推進協会、人権保護のためのアフリカ・ランコントロール、アフリカ文化インターナショナル、アムネスティ・インターナショナル、Prahar, 国際キャリア・サポート協会、世界市民協会、Organisation international pour les pays les moins ayances, CRID---Centre independent de recherches et d'initiatives pour le dialogue, Al Zubair 慈善財団、スイス・ギニア連帯、Sikh 人権グループ

日本のステートメント: 南スーダンの悪化する人権状況に関して懸念を表明し、和平協定が忠実に履行されることを希望する。日本は、人権を改善するカンボディアのさらなる努力を奨励し、この点で最善の協力を提供する用意がある。日本は、ミャンマーのマイノリティの状況と関連する非正規移動に関する懸念を共有する。日本は、国連とのミャンマーの協力を歓迎し、来るべき選挙が自由に公正に行われることを希望する。

答弁権行使

タイ: 国の状況は複雑で、政府は民主主義を強化するために改革に沿って動いている。重点は、実際、包摂性にあり、安全保障、繁栄、弾力性のある民主主義を達成し、公共セクターの効率を改善し、秩序と国内の和解を調和させることにコミットしている。被告人は法律相談と相当のプロセスを与えられている。ごく限られた数の最も重大な犯罪事件だけが軍事裁判にかけられている。

ミャンマー: 市民権への権利と言論の自由についての規定を説明する。一旦人が国民となれば、誰も法律を超えることはなく、投票権への近道もない。ミャンマーはヘイト・スピーチを奨励したことは一度もない。そのような出来事が起こることは滅多にない。シェルターにいる者たちは基本的必需品を支給され、彼らの生活条件は、片田舎にいるものよりも悪いということはない。ミャンマーは第一世界では

なく第三世界である。

ナイジェリア: アムネスティ・インターナショナルに答えるが、そのステートメントに対しては強い留保条件を付ける。ナイジェリアは、ボコ・ハラムと闘う多国籍軍が行ったと申し立てられているいかなる人権侵害事件も捜査することにコミットしている。政府は捜査のためのメカニズムを設置し、そのような出来事の見逃しを続けるつもりである。アムネスティ・インターナショナルのような人権団体は、そのような申し立てをすることを控えるべきである。

カメルーン: 人権侵害とボコ・ハラムとの国の闘いに関して、カメルーンには、国民の生命を守るちゃんとした軍があることを述べる。アムネスティ・インターナショナルのステートメントは、調査が欠けており、この団体は、現地で何が起きているかについてより良い調査を行うべきである。

10月1日(木)午後

議事項目 1(継続)

決定の採択

1. 人権理事会の効率を高める(A_HRC_30_L.28)

コンセンサスで決定 L.28 を採択

議長声明の採択

1. 諮問委員会報告書に関する議長声明(A_HRC_30_L.32)

コンセンサスで L.32 を採択

決議の採択

1. スリランカにおける和解・説明責任・人権の推進(A_HRC_30_L.29)

主提案国: 米国

一般コメント: モンテネグロ、旧ユーゴスラヴ・マケドニア共和国、英国、中国、

当該国ステートメント: スリランカ

採択前ステートメント: 南アフリカ、ガーナ

コンセンサスで決議を採択

採択後ステートメント: インド

2. 人権と一方的強制措置(A_HRC_30_L.2)

主提案国: イラン・イスラム共和国(非同盟運動を代表)

一般コメント: ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国、キューバ

票決前ステートメント: オランダ

賛成 33 票、反対 14 票、棄権 0 票で決議を採択

票決結果: 賛成 33 票: アルジェリア、アルゼンチン、バングラデシュ、ボリヴィア多民族国家、ボツワナ、ブラジル、中国、コンゴ共和国、コートジボワール、キューバ、エルサルバドル、エストニア、ガボン、ガーナ、インド、インドネシア、カザフスタン、ケニア、モルディヴ、メキシコ、モロッコ、ナミビア、ナイジェリア、パキスタン、バラグアイ、カタール、ロシア連邦、サウディアラビア、シエラレオネ、南アフリカ、アラブ首長国連邦、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国、ヴェトナム

反対 14 票: アルバニア、エストニア、フランス、ドイツ、アイルランド、日本、ラトヴィア、モンテネグロ、オランダ、ポルトガル、韓国、旧ユーゴスラヴ・マケドニア共和国、英国、米国

3. 人権の保護と推進のための地域取り決め(A_HRC_30_L.8)

主提案国: グアテマラ

採択前ステートメント: 米国、フランス

コンセンサスで決議を採択

4. 死刑の問題(A_HRC_30_L.22_Rev.1)

主提案国: ベルギー、モルドヴァ共和国

修正案(L.34)

主提案国: サウディアラビア

一般コメント: フランス

票決前ステートメント: アイルランド、シエラレオネ、アルジェリア

賛成 17 票、反対 20 票、棄権 8 票で L.34 を否決

修正案(L.35)

主提案国: エジプト

一般コメント: フランス

票決前ステートメント: メキシコ、モンテネグロ

賛成 16 票、反対 22 票、棄権 7 票で L.35 を否決

修正案(L.36)

主提案国: 中国

一般コメント: フランス、メキシコ、ナミビア、フランス、アルゼンチン、オランダ(欧州連合を代表)、ボツワナ、

票決前ステートメント: ドイツ、パラグアイ

賛成 14 票、反対 22 票、棄権 9 票で L.36 を否決

L.22_Rev1 票決前ステートメント: ボツワナ、米国、日本、南アフリカ、パキスタン、インドネシア、ナイジェリア、サウディアラビア

日本のステートメント: 相当のプロセスについての国際基準に従って、最も重大な犯罪に対してのみ国家がこれを行行使する限り、国際法は死刑を禁止していない。日本はもっとバランスのとれた取組の方がよかったと思い、従ってテキストを支持することはできない。日本は、死刑の利用は人権侵害につながるというテキストの想定を懸念している。

賛成 26 票、反対 13 票、棄権 8 票で決議を採択

票決結果: 賛成 26 票: アルバニア、アルジェリア、アルゼンチン、ボリヴィア多民族国家、ブラジル、コンゴ共和国、コートジボワール、エルサルバドル、エストニア、フランス、ガボン、ドイツ、アイルランド、カザフスタン、ラトヴィア、メキシコ、モンテネグロ、ナミビア、オランダ、パラグアイ、ポルトガル、シエラレオネ、南アフリカ、旧ユーゴスラヴ・マケドニア共和国、英国、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国

反対 13 票: バングラデシュ、ボツワナ、中国、エチオピア、インド、インドネシア、日本、ナイジェリア、パキスタン、カタール、サウディアラビア、アラブ首長国連邦、米国

棄権 8 票: キューバ、ガーナ、モルディヴ、モロッコ、韓国、ロシア連邦、ヴェトナム

5. 人権を侵害し、民族自決権を妨げる手段としての傭兵の使用(A_HRC_30_L.15)

主提案国: キューバ

票決前ステートメント: オランダ

賛成 32 票、反対 14 票、棄権 1 票で決議を採択

票決結果: 賛成 32 票: アルジェリア、アルゼンチン、バングラデシュ、ボリヴィア多民族国家、ボツワナ、ブラジル、中国、コンゴ共和国、コートジボワール、キューバ、エルサルバドル、エチオピア、ガボン、ガーナ、インド、インドネシア、カザフスタン、ケニア、モルディヴ、モロッコ、ナミビア、ナイジェリア、パキスタン、パラグアイ、カタール、ロシア連邦、サウディアラビア、シエラレオネ、南アフリカ、アラブ首長国連邦、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国、ヴェトナム

反対 14 票: アルバニア、エストニア、フランス、ドイツ、アイルランド、日本、ラトヴィア、モンテネグロ、オランダ、ポルトガル、韓国、旧ユーゴスラヴ・マケドニア共和国、英国、米国

棄権 1 票: メキシコ

6. 少年司法を含めた司法行政における人権(A_HRC_30_L.16)

主提案国: オーストリア

コンセンサスで決議を採択

7. 2016 年の HIV/AIDS 高官会議への人権理事会の貢献(A_HRC_30_L.17)

主提案国: ブラジル

採択前ステートメント: パキスタン、アルバニア
コンセンサスで決議を採択

8. 公的問題への平等な参画(A_HRC_30_L.22_Rev.1)

主提案国: チェコ共和国

一般コメント: 米国、ナミビア

採択前ステートメント: パキスタン(バングラデシュ、サウディアラビア、カタール、アラブ首長国連邦も代表)、ロシア連邦、南アフリカ
コンセンサスで決議を採択

9. シリア・アラブ共和国の重大かつ悪化する人権・人道状況(A_HRC_30_L.5_Rev.1)

主提案国: 英国

修正案 L.33

主提案国: レバノン

賛成 10 票、反対 21 票、棄権 16 票で、L.33 を否決

一般コメント: 米国、サウディアラビア、ロシア連邦、オランダ(欧州連合を代表)、中国、

当該国ステートメント: シリア・アラブ共和国

票決前ステートメント: ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国、ロシア連邦、ブラジル、キューバ、パキスタン、アルジェリア

賛成 29 票、反対 6 票、棄権 12 票で決議を採択

票決結果: 賛成 29 票: アルバニア、アルゼンチン、ボツワナ、ブラジル、コーティヴォワール、エルサルヴァドル、エストニア、フランス、ガボン、ドイツ、ガーナ、アイルランド、日本、ラトヴィア、モルディヴ、メキシコ、モンテネグロ、モロッコ、オランダ、パラグアイ、ポルトガル、カタール、韓国、サウディアラビア、シエラレオネ、旧ユーゴスラヴ・マケドニア共和国、アラブ首長国連邦、英国、米国

反対 6 票: アルジェリア、ボリヴィア多民族国家、中国、キューバ、ロシア連邦、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国

棄権 12 票: バングラデシュ、コンゴ共和国、エチオピア、インド、インドネシア、カザフスタン、ケニア、ナミビア、ナイジェリア、パキスタン、南アフリカ、ヴェトナム

票決後ステートメント: アルゼンチン

10. 先住民族の権利に関する専門家メカニズムのマンデートの見直し(A_HRC_30_L.9)

主提案国: メキシコ

一般コメント: 米国

コンセンサスで決議を採択

11. 平和への権利の推進(A_HRC_30_L.13)

主提案国: キューバ

票決前ステートメント: ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国、英国、米国、オランダ

賛成 33 票、反対 12 票、棄権 2 票で決議を採択

票決結果: 賛成 33 票: アルジェリア、アルゼンチン、バングラデシュ、ボリヴィア多民族国家、ボツワナ、ブラジル、中国、コンゴ共和国、コーティヴォワール、キューバ、エルサルヴァドル、エチオピア、ガボン、インド、インドネシア、カザフスタン、ケニア、モルディヴ、メキシコ、モロッコ、ナミビア、ナイジェリア、パキスタン、パラグアイ、カタール、ロシア連邦、サウディアラビア、シエラレオネ、南アフリカ、アラブ首長国連邦、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国、ヴェトナム

反対 12 票: エストニア、フランス、ドイツ、アイルランド、日本、ラトヴィア、モンテネグロ、オランダ、韓国、旧ユーゴスラヴ・マケドニア共和国、英国、米国

棄権 2 票: アルバニア、ポルトガル

12. 農民及びその他の農山漁村地域で働く人々の人権の保護と推進(A_HRC_30_L.19)

主提案国: ボリヴィア多民族国家

一般コメント: キューバ、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国、南アフリカ

票決前ステートメント: 米国、オランダ

賛成 31 票、反対 1 票、棄権 15 票で決議を採択

票決結果: 賛成 31 票: アルジェリア、アルゼンチン、バングラデシュ、ボリヴィア多民族国家、ボツワナ、ブラジル、中国、コンゴ共和国、コート・ド'イボワール、キューバ、エルサルバドル、エチオピア、ガボン、ガーナ、インド、インドネシア、カザフスタン、ケニア、モルディブ、モロッコ、ナミビア、ナイジェリア、パキスタン、パラグアイ、ロシア連邦、サウジアラビア、シエラレオネ、南アフリカ、アラブ首長国連邦、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国、ヴェトナム

反対 1 票: 米国

棄権 15 票: アルバニア、エストニア、フランス、ドイツ、アイルランド、日本、ラトヴィア、メキシコ、モンテネグロ、オランダ、ポルトガル、カタール、韓国、旧ユーゴスラヴ・マケドニア共和国、英国

13. 人権理事会の作業とその普遍的定期的レビューへの議会の貢献(A_HRC_30_L.23)

主提案国: エクアドル

コンセンサスで決議を採択

採択後ステートメント: 韓国、日本

日本のステートメント: 決議 L.9 と L.23 に関して、すべての加盟国の財政的制約を仮定すれば、主提案国は、作業のコストを削減する必要がある。資金の効果的利用を確保する必要もある。

10月2日(金)午前

議事項目 1(継続)

決議の採択

14. 流行病と闘い公衆衛生における能力開発の強化を通して到達できる最高の水準の身体的・精神的健康の享受への万人の権利の推進(A_HRC_30_L.43)

コンセンサスで決議を採択

15. 人権と暴力的な極端主義の防止と闘い(A_HRC_30_L.25_Rev.1)

主提案国: モロッコ、コロンビア

修正案 L.37、L.38、L.39、L.40

主提案国: ロシア

一般コメント: 米国

L.37 票決前ステートメント: 米国、フランス

賛成 14 票、反対 26 票、棄権 7 票で修正案 L.37 を否決

L.38 票決前ステートメント: モロッコ、フランス

賛成 10 票、反対 27 票、棄権 10 票で修正案 L.38 を否決

L.39 票決前ステートメント: 旧ユーゴスラヴ・マケドニア共和国、アルバニア、米国

賛成 11 票、反対 26 票、棄権 10 票で修正案 L.39 を否決

L.40 票決前ステートメント: 英国

賛成 14 票、反対 25 票、棄権 8 票で修正案 L.40 を否決

修正案 L.41、L.42

主提案国: 中国

一般コメント: 米国

人権理事会議長が、中国が修正案 L.41 と L.42 を撤回したことを報告

一般コメント: アルジェリア、アルバニア、ナミビア

L.25_Rev.1 票決前ステートメント: ブラジル、ロシア連邦、キューバ、パキスタン、ヴェトナム、南アフリカ、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国

賛成 37 票、反対 3 票、棄権 7 票で決議を採択

票決結果: 賛成 37 票: アルバニア、アルジェリア、アルゼンチン、バングラデシュ、ボツワナ、ブラジル、コンゴ共和国、コート・ド'イボワール、エストニア、エチオピア、フランス、ガボン、ドイツ、ガ

ーナ、インド、インドネシア、アイルランド、**日本**、ケニア、ラトヴィア、モルディヴ、メキシコ、モンテネグロ、モロッコ、オランダ、ナイジェリア、パラグアイ、ポルトガル、カタール、韓国、サウジアラビア、シエラレオネ、旧ユーゴスラヴ・マケドニア共和国、アラブ首長国連邦、英国、米国、ヴェトナム

反対 3 票: ロシア連邦、南アフリカ、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国

棄権 7 票: ボリヴィア多民族国家、中国、キューバ、エルサルヴァドル、カザフスタン、ナミビア、パキスタン

16. 言葉から現実へ: 人種主義、人種差別、外国人排斥、関連する不寛容に対する具体時行動の世界的呼びかけ(A_HRC_30_L.20)

主提案国: アルジェリア

票決前ステートメント: オランダ、ガーナ

賛成 32 票、反対 12 票、棄権 3 票で、口頭で修正の決議を採択

票決結果: 賛成 32 票: アルネジェリア、アルゼンチン、バングラデシュ、ボリヴィア多民族国家、ボツワナ、ブラジル、中国、コンゴ共和国、コートジボワール、キューバ、エルサルヴァドル、エチオピア、ガボン、ガーナ、インド、インドネシア、カザフスタン、ケニア、モルディヴ、メキシコ、モロッコ、ナイジェリア、パキスタン、パラグアイ、カタール、ロシア連邦、サウジアラビア、シエラレオネ、南アフリカ、アラブ首長国連邦、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国、ヴェトナム

反対 12 票: アルバニア、エストニア、フランス、ドイツ、アイルランド、ラトヴィア、モンテネグロ、ナミビア、オランダ、旧ユーゴスラヴ・マケドニア共和国、英国、米国

棄権 3 票: **日本**、ポルトガル、韓国

17. 飛び地におけるアフリカ系の人々に関するフォーラム(A_HRC_30_L.21)

主提案国: アルジェリア

票決前ステートメント: 米国、ブラジル、オランダ(欧州連合を代表)

賛成 32 票、反対 12 票、棄権 3 票で、口頭で修正の決議を採択

票決結果: 賛成 32 票: アルジェリア、アルゼンチン、バングラデシュ、ボリヴィア多民族国家、ボツワナ、ブラジル、中国、コンゴ共和国、コートジボワール、キューバ、エルサルヴァドル、エチオピア、ガボン、ガーナ、インド、インドネシア、カザフスタン、ケニア、メキシコ、モロッコ、ナミビア、ナイジェリア、パキスタン、パラグアイ、カタール、ロシア連邦、サウジアラビア、シエラレオネ、南アフリカ、アラブ首長国連邦、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国、ヴェトナム

反対 12 票: アルバニア、エストニア、フランス、ドイツ、アイルランド、ラトヴィア、オランダ、ポルトガル、旧ユーゴスラヴ・マケドニア共和国、英国、米国

棄権 3 票: **日本**、モルディヴ、韓国

票決後ステートメント: ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国

18. 人権分野のイエーメンの技術支援と能力開発(A_HRC_30_L.1_Rev.1)

主提案国: サウジアラビア

当該国ステートメント: イェーメン

採択前ステートメント: 米国

コンセンサスで決議を採択

19. 中央アフリカ共和国の人権分野の技術支援と能力開発(A_HRC_30_L.6)

主提案国: アルジェリア

一般コメント: オランダ(欧州連合を代表)、米国

コンセンサスで決議を採択

20. 人権分野でのソマリアへの支援(A_HRC_30_L.7)

主提案国: 英国、ソマリア

採択前ステートメント: シエラレオネ

コンセンサスで決議を採択

21. 人権分野の技術協力と能力開発の強化(A_HRC_30_L.10_Rev.1)

議長ステートメント: Juachimm Rucker

主提案国: タイ

一般コメント: オランダ(欧州連合を代表)

コンセンサスで決議を採択

22. スーダンの人権改善のための技術支援と能力開発(A_HRC_30_L.18)

主提案国: アルジェリア

一般コメント: オランダ(欧州連合を代表)

当該国ステートメント: スーダン

コンセンサスで決議を採択

23. カンボディアのための諮問サービスと技術支援(A_HRC_30_L.22_Rev.1)

主提案国: **日本**: 本決議の主たる目的は、特別報告者のマンデートをさらに2年間延長することである。日本政府は、市民社会の活動を最優先しており、カンボディアでの自由を強調している。特別報告者は、プログラムと政策の適切な実施を監視し、報告する重要な行為者である。日本政府代表団は、決議案準備のための努力を有難く思い、理事会がコンセンサスでこれを採択するよう希望している。

当該国ステートメント: カンボディア

一般コメント: オランダ(欧州連合を代表)

採択前ステートメント: 米国

コンセンサスで、口頭で修正の決議を採択

24. 国内政策と人権(A_HRC_30_L.24)

主提案国: エクアドル、ペルー

口頭で修正の決議をコンセンサスで採択

25. 国内の人権のフォローアップとプロセスを支援するための国際協力の推進(A_HRC_30_L.26)

主提案国: パラグァイ、ブラジル

一般コメント: シエラレオネ

採択前ステートメント: 南アフリカ

コンセンサスで決議を採択

26. コンゴ民主共和国の人権の領域での技術支援と能力強化(A_HRC_30_L.30)

主提案国: アルジェリア(アフリカ・グループを代表)

一般コメント: オランダ(欧州連合を代表)

当該国ステートメント: コンゴ民主共和国

コンセンサスで決議を採択

27. 人権分野でのブルンディのための技術協力と能力開発(A_HRC_30_L.31)

主提案国: アルジェリア(アフリカ・グループを代表)

一般コメント: オランダ(欧州連合を代表)、米国

当該国ステートメント: ブルンディ

口頭で修正の決議をコンセンサスで採択

採択後ステートメント: 日本、ドイツ

日本のステートメント: パネル開催のためのコストは、既存の資金内でカバーされなければならない。

10月2日(金)午後

議事項目 1(継続)

決議の採択

28. 開発への権利(A_HRC_30_L.12)

主提案国: イラン・イスラム共和国(非同盟運動を代表)

一般コメント: インド、中国、シエラレオネ、キューバ、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国、南アフリカ

票決前ステートメント: 米国、オランダ(欧州連合を代表)、日本

日本のステートメント: 開発への権利についての討議への情報を得た合意の上での取組を維持することが重要である。日本は、様々な取組が調和されていることを喜び、作業部会内での次回の折衝を楽しみにしている。しかし、過去数年で、決議案に新しい要素が加えられたことに懸念を表明する。従って、今年はテキストを支持するつもりはない。折衝の一部が透明性を持って開催されなかったことも残念に思う。

賛成 33 票、反対 10 票、棄権 4 票で決議案を採択。

票決結果: 賛成 33 票: アルジェリア、アルゼンチン、バングラデシュ、ボリヴィア多民族国家、ボツワナ、ブラジル、中国、コンゴ共和国、コートジボワール、キューバ、エルサルバドル、エチオピア、ガボン、ガーナ、インド、インドネシア、カザフスタン、ケニア、モルディヴ、メキシコ、モロッコ、ナミビア、ナイジェリア、パキスタン、パラグアイ、カタール、ロシア連邦、サウジアラビア、シエラレオネ、南アフリカ、アラブ首長国連邦、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国、ヴェトナム

反対 10 票: エストニア、フランス、ドイツ、アイルランド、ラトヴィア、モンテネグロ、オランダ、旧ユーゴスラヴ・マケドニア共和国、英国、米国

棄権 4 票: アルバニア、日本、ポルトガル、韓国

29. 民主的で公正な国際秩序の推進(A_HRC_30_L.14)

主提案国: キューバ

票決前ステートメント: オランダ(欧州連合を代表)、米国

賛成 31 票、反対 14 票、棄権 2 票で決議を採択

票決結果: 賛成 31 票: アルジェリア、アルゼンチン、バングラデシュ、ボリヴィア多民族国家、ボツワナ、ブラジル、中国、コンゴ共和国、コートジボワール、キューバ、エルサルバドル、エチオピア、ガボン、ガーナ、インド、インドネシア、カザフスタン、ケニア、モルディヴ、モロッコ、ナミビア、ナイジェリア、パキスタン、カタール、ロシア連邦、サウジアラビア、シエラレオネ、南アフリカ、アラブ首長国連邦、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国、ヴェトナム

反対 14 票: アルバニア、エストニア、フランス、ドイツ、アイルランド、日本、ラトヴィア、モンテネグロ、オランダ、ポルトガル、韓国、旧ユーゴスラヴ・マケドニア共和国、英国、米国

棄権 2 票: メキシコ、パラグアイ

議事項目 3 の下での決議の票決後の投票行動の説明

サウジアラビア(諸国グループを代表)、アルゼンチン、パキスタン、中国、英国、日本、韓国、アイルランド、南アフリカ、アルジェリア、米国、

日本の発言: 日本の修正を組み入れたことに対して、少年司法を含めた司法行政に関する決議の主提案諸国に感謝するが、「子どもの権利条約」の規定に反するので、日本は決議の一つのパラグラフを受け入れる立場にはない。会期中に採択されたその他のいくつかの決議に関しては、日本は、コストと人権高等弁務官事務所の財政状況を考慮に入れるよう提案諸国に要請する。

諮問委員会委員の選挙

人権理事会議長が、無投票で新委員に、アフリカ諸国のための空席に、Imeru Tamrat Yigezu を、アジア太平洋諸国のための空席に、Ibrahim Abdul Aziz Al Sheddi を、ラテンアメリカ・カリブ海諸国のための空席に Mario Luis Coriolano を、西欧及びその他の諸国のための空席に Katharina Pabel を選出することに決定したことを発表。

特別手続マンデート保持者の任命

人権理事会議長が、諮問グループの勧告に沿って、文化的権利の分野の特別報告者として、米国の Karima Bennouna を、ラテンアメリカ・カリブ海諸国のアフリカ系の人々に関する専門家作業部会委員として、ジャマイカの Ahmed Reid を任命することを決定したと発表。

オブザーヴァー国による一般コメント

エジプト、スイス、イラン・イスラム共和国、チェコ共和国

理事会報告者ステートメント

Mothusi Bruce Rabasha Palai 人権理事会副議長・報告者

一般閉会ステートメント

アルジェリア(アフリカ・グループを代表)、アイルランド、ガーナ、シエラレオネ、ナミビア、アラブ人権委員会、人権監視機構(国際人権サービス、第 19 条、アジア人権開発フォーラム、カイロ人権学研究所、CIVICUS---世界市民参画同盟、東部アフリカ・アフリカの角人権擁護者プロジェクト、人権法センター、国際人権連盟、世界拷問禁止団体との共同声明)

議長閉会挨拶

Joavkim Rucker

以 上